

第三十九回国会 参議院 商工委員会 會議録 第八号

昭和三十六年十月三十一日(火曜日) 午後三時二十八分開会

本日委員森中守義君及び向井長年君辭任につき、その補欠として岡三郎君及び田畑金光君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 山本 米治君
理事 川上 為治君
委員 榊 繁夫君
委員 牛田 寛君
委員 上原 正吉君
委員 大泉 寛三君
委員 岸田 幸雄君
委員 古池 信三君
委員 小林 英三君
委員 鈴木 万平君
委員 阿貝根 登君
委員 阿部 竹松君
委員 中田 吉雄君
委員 吉田 法晴君
委員 田畑 金光君

- 國務大臣 通商産業大臣 佐藤 榮作君
労働大臣 福永 健司君
國務大臣 藤山愛一郎君
政府委員 経済企画 菅 太郎君
政務次官 曾田 忠君
経済企画庁長 合開発局長 森田重次郎君
厚生政務次官 森田重次郎君

- 通商産業 政務次官 大川 光三君
通商産業大臣官房長 塚本 敏夫君
通商産業省 通商局長 今井 善衛君
通商産業省 通商局長 今井 博君
通商産業省 通商局長 八谷 芳裕君

- 常任委員 小田橋貞寿君
専門委員 原力局長 文吉君
事務局長 三治 重信君
説明員 科学技術庁 紅 文吉君
原力局長 文吉君

- 産業貿易及び経済計画等に関する調査
(国内地下資源開発促進に関する件)
(全国総合開発計画草案に関する請願(第四〇号))
(全国総合開発計画草案に関する請願(第四一〇号))
(全国総合開発計画草案の地域別投資額構成比は正に關する請願(第四一〇号))
(福島県大滝根地区のセメント工場設置に伴う工場立地条件の整備充実に關する請願(第一九七号))
(炭産地振興に關する請願(第二六四号)(第一〇四六号))
(炭産地振興に關する立法措置等に關する請願(第二六五号))
(試験研究準備金制度創設に關する請願(第二六六号))
(石炭政策に關する請願(第三四七号))
(臨時石炭鉱復旧法の一部を改正する法律案成立に關する請願(第三四八号)(第七五二号))
(新潟地区の地盤沈下原因再調査に關する請願(第三八三三号))
(中小企業業種別振興臨時措置法に基づく指定業種の振興資金設置等に關する請願(第四二〇号)(第五八八号)(第九三九号)(第九九四号))
(石炭政策樹立に關する請願(第五〇号)(第五〇一号)(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)(第五〇五号)(第五〇六号)(第五〇七号)(第五〇八号)(第五〇九号)(第五一〇号)(第五一一号)(第五一二号)(第五一三号)(第五一四号)(第五一五号)(第五一六号)(第五一七号)(第五一八号)(第五一九号)(第五二〇号)(第五二二号)(第五二三号)(第五二四号)(第五二五号)(第五二六号)(第五二七号)(第五二八号)(第五二九号)(第五三〇号)(第五三二号)(第五三三号)(第五三四号)(第五三五号)(第五三六号)(第五三七号)(第五三八号)(第五三九号)(第五四〇号)(第五四二号)(第五四三号)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)(第五五七号)(第五五八号)(第五五九号)(第五六〇号)(第五六一号)(第五六二号)(第五六三号)(第五六四号)(第五六五号)(第五六七号)(第五六八号)(第五六九号)(第五七〇号)(第五七二号)(第五七三号)(第五七四号)(第五七五号)(第五七六号)(第五七七号)(第五七八号)(第五七九号)(第五八〇号)(第五八二号)(第五八三号)(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)(第五八七号)(第五八八号)(第五八九号)(第五九〇号)(第五九二号)(第五九三号)(第五九四号)(第五九六号)(第五九七号)(第五九八号)(第五九九号)(第六〇〇号)(第六〇二号)(第六〇三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一二号)(第六一三号)(第六一四号)(第六一五号)(第六一七号)(第六一八号)(第六一九号)(第六二〇号)(第六二二号)(第六二三号)(第六二四号)(第六二五号)(第六二七号)(第六二八号)(第六二九号)(第六三〇号)(第六三二号)(第六三三号)(第六三四号)(第六三五号)(第六三六号)(第六三七号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六四二号)(第六四三号)(第六四四号)(第六四五号)(第六四七号)(第六四八号)(第六四九号)(第六五〇号)(第六五二号)(第六五三号)(第六五四号)(第六五五号)(第六五六号)(第六五七号)(第六五八号)(第六五九号)(第六六〇号)(第六六二号)(第六六三号)(第六六四号)(第六六五号)(第六六七号)(第六六八号)(第六六九号)(第六七〇号)(第六七二号)(第六七三号)(第六七四号)(第六七五号)(第六七六号)(第六七七号)(第六七八号)(第六七九号)(第六八〇号)(第六八二号)(第六八三号)(第六八四号)(第六八五号)(第六八七号)(第六八八号)(第六八九号)(第六九〇号)(第六九二号)(第六九三号)(第六九四号)(第六九六号)(第六九七号)(第六九八号)(第六九九号)(第七〇〇号)(第七〇二号)(第七〇三号)(第七〇四号)(第七〇五号)(第七〇七号)(第七〇八号)(第七〇九号)(第七一〇号)(第七一二号)(第七一三号)(第七一四号)(第七一五号)(第七一七号)(第七一八号)(第七一九号)(第七二〇号)(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二七号)(第七二八号)(第七二九号)(第七三〇号)(第七三二号)(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三七号)(第七三九号)(第七四〇号)(第七四二号)(第七四三号)(第七四四号)(第七四五号)(第七四七号)(第七四八号)(第七四九号)(第七五〇号)(第七五二号)(第七五三号)(第七五四号)(第七五五号)(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)(第七五九号)(第七六〇号)(第七六二号)(第七六三号)(第七六四号)(第七六五号)(第七六七号)(第七六八号)(第七六九号)(第七七〇号)(第七七二号)(第七七三号)(第七七四号)(第七七五号)(第七七七号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)(第八〇七号)(第八〇八号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一二号)(第八一三号)(第八一四号)(第八一五号)(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)(第八二〇号)(第八二二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二七号)(第八二八号)(第八二九号)(第八三〇号)(第八三二号)(第八三三号)(第八三四号)(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)(第八四五号)(第八四七号)(第八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五二号)(第八五三号)(第八五四号)(第八五五号)(第八五六号)(第八五七号)(第八五八号)(第八五九号)(第八六〇号)(第八六二号)(第八六三号)(第八六四号)(第八六五号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七二号)(第八七三号)(第八七四号)(第八七五号)(第八七七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇号)(第八八二号)(第八八三号)(第八八四号)(第八八五号)(第八八七号)(第八八八号)(第八八九号)(第八九〇号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)(第九〇五号)(第九〇七号)(第九〇八号)(第九〇九号)(第九一〇号)(第九一二号)(第九一三号)(第九一四号)(第九一五号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二二号)(第九二三号)(第九二四号)(第九二五号)(第九二七号)(第九二八号)(第九二九号)(第九三〇号)(第九三二号)(第九三三号)(第九三四号)(第九三五号)(第九三六号)(第九三七号)(第九三九号)(第九四〇号)(第九四二号)(第九四三号)(第九四四号)(第九四五号)(第九四七号)(第九四八号)(第九四九号)(第九五〇号)(第九五二号)(第九五三号)(第九五四号)(第九五五号)(第九五六号)(第九五七号)(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)(第九六二号)(第九六三号)(第九六四号)(第九六五号)(第九六七号)(第九六八号)(第九六九号)(第九七〇号)(第九七二号)(第九七三号)(第九七四号)(第九七五号)(第九七七号)(第九七八号)(第九七九号)(第九八〇号)(第九八二号)(第九八三号)(第九八四号)(第九八五号)(第九八七号)(第九八八号)(第九八九号)(第九九〇号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)(第九九六号)(第九九七号)(第九九八号)(第九九九号)(第一〇〇〇号)

- 鳥取県倉吉市を国土調査法に基づく地積調査に關する特定計画地域に指定するの請願(第六八六号)
通産行政における部落解放政策樹立に關する請願(第七〇〇号)
福岡県豊州炭鉱災害に伴う遭難者遺体収容に對する具体案明示等に關する請願(第七二三号)
石炭業合理化臨時措置法の抜本的改正等に關する請願(第七八五号)
所得倍増政策反對等に關する請願(第七九三三号)(第八五八号)
電話加入者事業協同組合に對する特別融資を設けるの請願(第七九六号)
中小企業に對する事業資金を拡大の請願(第八五六号)
所得倍増政策反對等に關する請願(第八五八号)
競輪制度改善に關する請願(第九九五号)

- 諸物価値上げ反對等に關する請願(第一〇二二号)
産炭地域振興臨時措置法案早期成立等に關する請願(第一〇三〇号)
公共料金値上げ抑制に關する請願(第一〇三七七号)
産炭地振興對策樹立に關する請願(第一〇四七号)
公正な取引秩序確立に關する請願(第一〇九二二号)
委員長(山本米治君) これより商工委員会を開会いたします。
議事に入るに先だち、委員の異動について報告いたします。
本日、森中守義君が委員を辞任され、その補欠として岡三郎君が委員に選任されました。
委員長(山本米治君) まず、輸出入取引法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑を行ないます。
質疑のある方は、順次御発言を願います。
吉田法晴君 同僚中田委員から質問をいたしております際に、私から、中小貿易業者の商標存立が脅かされるのではないかと、輸出取引法に關連して御質問申し上げたのですが、納得のいく説明を得られませんでした。その点も、個人的にもお話を申し上げたのでありますが、どうも私は日中貿易に従事する者あるいは社会主義圏との東西貿易を志す者を中心にして質問をしているのかとよく理解せられて、その面での話、答弁はござい

ましたけれども、中小企業一般と、それから輸出入取引法との関係というものについては、大臣の答弁では明確な答弁は願えません。輸出入取引法が、輸出入取引の面でのカルテル行為と申しますか、大手商社、それからカルテル行為等によって、中小企業が圧迫をせられることはないか、こういう点を心配するのですが、これは大臣から、その心配ないように、具体的に、どうして保障するかという点を承っておきたいと思つたのです。

○国務大臣(佐藤榮作君) 御承知のように、この日本の貿易商社それぞれ特質がございまして、しかし、概して申しまして、お互いに競合して居る日本の場合におきましては、しばしばその弱点をつかれる、いわゆる過当競争が多いのであります。これは大と小との関係、大業者と中小業者との関係、あるいは大業者相互間において、あるいは中小業者相互間におきまして、非常に競争が激烈でございまして、この競争激烈な姿を解消することが法律のねらいの一つであります。

それに対して、あるいは組合の強化だとか、あるいはカルテル行為だとか、こういうことを特に認めていくという趣旨が法案の中に盛り込まれておるわけでありまして、もちろん、これだけでは解消いたさない、いわゆる事業自体の持ちます本質上の問題がございまして、その点は、おそらく吉田さんも指摘したいとお考えになっておられるのじゃないかと思つて、いわゆる専門商社というものが比較的少ない。大阪などでは、輸出の中小の貿易商社は輸出だけを専門にいたしておりまして、そしてまた取り扱つておる品目等

も、それぞれ得意なものがあるようでもございまして、最近では多様経営でも申しますか、あらゆるものに手を出して、いろいろな形がしばしば見受けられる。大きい商社が、中小の商社の分野にまで手を出し、いわゆる多様経営、多角経営の方向へ向かつていく、こういう場合は、法律自身の問題と申しますよりも、本来の指導の面で、そういう意味の競争を引き起こさないように私どもが指導する必要があるのじゃないか、またそういうような多様経営に移りまして、他の分野を侵すようなことがありまして、やはり組合というものが強化されて参りますと、それを防ぎ得る、こういうふうには、いわゆる行政の面と法制の面、二様面から中小企業のそのシエアーを守つていくように、その態度を持して参りたい、かように思ひます。

また共産圏貿易の関係については、これは今まで、どういふお答えをしておるか、ちょっと私もはっきりいたしませんけれども、相手国が単一の買入れ、あるいは輸出を扱うという場合におきまして、当方もやはり一本にまっとうなことが、これはたいへん結構なことであらうと思ひます。しかし、わが国の法制上から申しますと、そこまでちよつと進むわけにはいかない。ただいまの状況においては、中共貿易等に見ますように、中共側が勝手にいわゆる友好商社という銘を打つて、そして中共貿易を扱う業者をきめる。これは私どもとしては好ましい現象だとは思わない。そういう意味で、中共側が特殊な機関を持つておること、これは結構だけれども、当方、日本側においては、いわゆる友好

商社としからざるものとの区別をされないように、こういうことをあらゆる機会に、当方としては中共側に意見を申しておるといふのが実情でございまして。

これは、どういふ方法をとつていかんと申しますと、まあしばしば中央に視察にいられる方、それらの方に対して、貿易の拡大については、われわれは積極的態度をとつておる。どうかいよいよの友好商社というよりな考え方で日本の業者に差別的な扱い方をしないように、こういう注文をつけておるわけでありまして、またソ連貿易等におきましては、ただいま申すようなことはほとんどございせん。しかしながら、日本の商社でも、やはり専門化して参りまして、ソ連貿易を始めたものは、そ連貿易を一つの自分の得意にしておられますから、商社が全部が全部というわけにはいかない。やはり扱ひ品物、同時に相手国に対しての専門的地位というものが、それぞれ確立されつつある、かように私は存じております。

○吉田法晴君 過当競争から守りたいという点もわかるのですが、自主的な連合といふ点も、提携といふものを政府が保護するといふ立場に立てばいいんですが、その自主性云々という点になりますと、大きいところが力を持つ。そこで局長との間に、いや、大きいところのカルテル行為を認めておるわけではないとお話ですけれども、系統会社といふ点も、あるいは代理会社等を通して、それはその精神を生かすことはできるのだから、その点

について十分な留意と、いわば大きな意味での関心を願いたい、こういう点をお願いしたわけですが、後半の点は尋ねたわけではございせんが、お触れになりましたから、この際申し上げておきたいと思つたので、池田内閣になって中国貿易——中共と言われますが、中国共産党ではございせんから、中国と呼ばれることが正當だと思つたのですが、中国貿易は、第四次の貿易協定を直接的には、これは官房長官談話でございまして、交渉の過程の中で通商代表部を設けることも好ましくないかのような、これは政府の意向が漏らされた、あるいは官房長官談話として出たものだから、ああいうことになつたわけですが、そこで、その友好商社との取引が限定をされておられますのは、日本の国民を代表する政府が友好的でないという前提に立ち、あるいは第四次貿易協定をこわしたのは政府だといふふうに理解しておられますから、だから、友好商社を通してということになつて居るわけですが、前協定による貿易の拡大を希望する者もありません。私は日本と中国との関係からいへば、二千年來変わらぬという友誼と交流を貿易問題を含めて復活することを期待する点において、政府が友好的な態度に変わられることを強く要望しておきたいと思つたのですが、あるいはソ連を含み、あるいは朝鮮にしましても、ベトナムにしましても、東西貿易を拡大しようという希望があれば、私は、これは日本の経済のために、片貿易では——片貿易といふことは、アメリカだけとの貿易といふことでは、ちよつとつかぬので、アジアの一員としてという性格があるな

らば、中国貿易初めアジア各国との貿易といふものも推進しなければならぬのであります。これは大きな何と申しますか、態度の転換も必要でありませぬし、これはこまかい話になって参るかも知れませんが、今行なわれておる友好貿易にしても、これについて規制を加えるのでなしに、繁雑な手續をするのでなしに拡大するようになり、一つ通産省として、あるいは政府として、あたたかい気持で臨んでいただくことを要望をいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 中国大陸との貿易、これは政府がしばしば申すように、また通産省がしばしば声明しておられますように、貿易拡大には非常な意欲を示して居るつもりでございまして。ただ、不幸にして第四次民間協定のあの数字から見ますと、けた違いの少額になつておられます。いかにも残念でございまして。これは機会あることに、拡大方向に進めて参るつもりであります。

なお一般のことについて、一言触れてみますと、西欧諸国が東欧諸国との交易状態、あるいはイタリヤ、ドイツ等がソ連との貿易、これなどは、なかなか活発でございまして。そういうことを考へてみますと、政治的な対立は、私どもの想像以上のものがございまして、これは拡大の方向に進んでおる、これが実情でございまして、私どもも、東洋において中国大陸あるいはソ連との貿易が、その不自然にゆめられるということがないように、お互いに注意すべきことだ、かように私は、貿易の拡大をみずから提唱してお

○委員長(山本米治君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕
○委員長(山本米治君) それじゃ速記起こして。

他に御発言がなければ質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。

○委員(山本米治君) 全会一致と認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(山本米治君) 次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興臨時措置法案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法案、以上、四案を便宜一括議題として質疑を行ないます。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○吉田法晴君 労働大臣が、まだお出でになりませんから、問題の点、ペンディングになっている点は、労働大臣が来られてから質問いたしたいと思ひますが、それまでに、きのう御質問申し上げました中で、時間の関係で答弁

が不十分なままに過ぎました点、二、三の点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

第一は、石油の輸入関税の点について……総理は取り上げて、その問題、一つの考えだから考えようという答弁が、衆議院であった。私も聞いています。あなたも聞いていますか。きのうは、どうも通産大臣の答弁は、消極的な答弁は承ったのですが、取り上げて検討をしようという点は、総理が言われたのですから、ひとつ、検討をする決意はありになるのですか。きのう関係方面の、いずれも自治体もあるいは経営者も労働者も、全部要望している切望でございます。これは基本問題にも関連いたしますから、総理の答弁を取り上げて検討したいという点だけは、もう一ぺん答弁を通産大臣から言ってもらわねと、ちよつと引込みがつかせません。

○国務大臣(佐藤榮作君) 検討なら、今も検討しているのです。私は、検討をいたしました以上、今、石油の調査団が帰って参りますので、その報告等をも伺ひまして、しかる上で、今日の検討をさらに進めていくと、こういうことを申し上げたつもりでございます。

ただいまのところ、それじゃ石油の輸入関税を取り上げて、そして、幾らか導入するのだ、こういう具体的な問題、それについての見通しはどうかといわれますと、ただいまの心境は、ファイティン、ファイティンというのが現実の状況でございます。これはまあ、いろいろ石炭対策全部の問題がございまして、あるいは財源の問題もございまして、あるいは他の産業に及ぼす影

響等もございしますので、その単一な理由から結論を出すことは非常に困難でございますが、しかし真剣に検討をしまして一致した問題でございまして、重ねてお答えをいたします。

○吉田法晴君 大臣は、いろいろな石炭なり、燃料なりについて、あるいはエネルギーについて調査に参りました民間の報告、あるいは衆議院の自民党の議員も含めてですが、参りました調査報告を、ごらんになつたでしょうか、その中にはいずれも、きのうも申しましたけれども、経済問題だけではないに、政治的な配慮を加えた政策をとりつつある、こういう報告でございます。その結論を、ここでもあ読み上げることはいたしませんか、重要な国産エネルギー資源である石炭については、生産、流通の両面にわたる抜本的対策を講じ、もつて長期的需要の安定と需要の拡大をはかることというふうな、前の方には政治として、あるいは政策として取り上げられているという点に、こういう結論が出ておる。あるいはあとの労働者の不安、あるいは産炭地の振興、あるいは石油についての結論等は、ここで省略をいたしますが、そうしますと、このドイツ等に考

えられる一つだと思ひます。それから次の質問は、総合対策の点であります。きのうも現状の三三%程度が、だんだん減つていく点については、これを防ぐために努力をしたい、エネルギー全体の中での石炭の地位は確保し、その向上のために努力をした、こういう話でしたが、その具体的な

問題としてエネルギー総合対策、あるいは法律についても、基本法についても考慮をするという論議が衆議院等でもなされておりました。あるいは委員会でなされておりましたが、その中にたえば電力炭は、どの程度はとにかく石炭を使うべきだという方針等が、私は総合エネルギー対策の中で、石炭の地位を占める問題として具体的に出てくると思ひます。しかしながら、時間がなかつたから、耳に入つたかどうかわかりませんが、鉄鋼は、現在使っておりますのは国内炭が七〇%、それから昭和五十五年には五〇%、だんだん減つていくという状態でありまして、そうして鉄鋼に使用します原料炭については、外国炭のほうがすぐれておるのかもしれないが、これもやはり漸減が見越されておる、方針として確定されておるわけではございませんけれども、漸減方針が、はつきり数字の上では出ておる、そういう点は、これは昔のことを申し上げるわけではありませんが、国内産業の保護という点から、北松の粘結炭についても、これは保護がなされ、少なくとも鉄鋼の原料炭に使うものについて、現在の七〇%を維持するといふ方針、たとへばエネルギー全体の中で三三%の現状、あるいはそれを維持するといふように、これはそれぞれ産業について、私は総合エネルギー対策の中で確保せられなければならぬ方針の一つだと思ひます。その具体的な電力、あるいは鉄鋼等に地位を占める、その現状なり、あるいはパーセントナジナジを確保する御構想が、あるいはあるかどうか、もう一ぺん念を押しておきます。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま五千五百万トンという数字をお示ししておりました。この五千五百万トンの七割の需要の安定を長期取引の形で確保するということを申し上げております。この数字は、ただいま局長から詳細に五千五百万トンをどういふふうにするのか御説明申し上げたいと思ひます。

ところで、なお将来の問題といたしまして、かねて新しい炭鉱の開発計画は、原料炭に特に重点を置いての開発計画を進めますと、かようなことを申し上げておりました。これから具体的に開発されれば、さらにその数字はふえてくるだろう、かように思ひますが、とりあえずのところの五千五百万トンについての大体の消費先、それを局長から説明させていただきますから、お聞き取りを願います。

○政府委員(今井博君) 最初に原料炭から申し上げますと、原料炭は、今漸減というお話がございましたが、原料炭は、鉄鋼とガスというものを中心にいたしました。現在、こしが千二百

万トンの計画でございます。来年度は千三百二十万トン、三十八年度は千三百六十万トン、三十九年度は千四百

万トンと、原料炭は鉄鋼とガスを加へまして四十年には約千五百万トン近くになる予定でございます。それから電力用炭を申し上げますと、電力用炭は三十六年度は、全部の低品位炭もまぜまして、現在、こしは千七百八十七万トンの予定でございますが、来年度は約二千二百万トン、三十八年度は二千六百六十一万トン、三十九年度は二千二百九十四万トン、四十年

が、毎年若干ずつふえていくという状況でございます。これにセメントの需要、それから、そういうものを加えますと、五千五百万トンという生産のワケ内では、十分七割程度の需要というものは確保していただける、こういう見通しに現在なっておるわけでございます。

○吉田法晴君 この鉱区の整理統合、遊休あるいは休眠鉱区の開発等の要望も、各方面から出ていることは御承知のとおりですが、昨を越しました炭田地帯の今後の開発というものは、これは総合的にして初めて可能、あるいは新しいところについても、そういうことが言えると思っております。こまかい具体例は御承知と思えますからあげませんけれども、この鉱区の整理統合とそれから統一的な開発方式、私どもは流通機構についても、一本化なり、あるいは公社形式なり、あるいは特殊会社形式というものを通じなければ不可能だと思っておりますが、同じように鉱区の整理統合、あるいは新しい開発にしても、これをやはり統一的な方式でなければ困難だと思っておりますが、あるいは、たとえは新しい炭田に、それでは通産大臣が言われるように、従来の終掘をします炭鉱、炭田の労働者を移すにしても、これは各社にまかせておいたのでは、その今まであるものを、そこに移すということは計画的にいかないと思っております。行政的な指導もありましようが、その開発形式について、あるいは鉱区の整理統合形式について、鉱業法改正審議会の意見を待つてというのではなくて、方向として、私は現在持たなければならぬ方向だと思っておりますが、この点について、

通産大臣の意見を承りたい。○国務大臣(佐藤栄作君) 御指摘のとおり、まさしく行政指導方針として、ただいま御指摘になった通りでございます。

○委員長(山本米治君) ちょっと委員長から申し上げますが、福永労働大臣が、現在内閣委員会に出たおられたのを、ちょっと拝借してきたのであります。十分という約束だそうですから、福永労働大臣に対する質問をなるべく先にやるようにお願いいたします。

○吉田法晴君 通産、労働両大臣をろわれて……。きのうも時間を急ぎましたために、問題点は出しましたが、満足いくような答弁が得られませんが、今日にきておられます。問題点は、私は指摘するまでもなく、炭鉱労働者がかつてない請願隊を組んで上京いたしましたので、そして整理あるいは各大臣にお目にかかって、抜本的な対策を立てるといふ抽象的な言明は得たけれども、ひっかかる点が多少ございます。

その第一は、雇用と生活の安定のないう首切り、あるいは合理化というものは進めるべきではないのじゃないか、その点について、はっきりした言明を得たいというのが一つ。

それからもう一つは、これは衆議院での決議とも関連するのでございますが、きのう問題点指摘しましたけれども、就職待機手当、それから訓練手当、別居手当、失業保険との併給、それから前取補償、この点については、これはまあ両大臣とも御存じと思えますが、衆議院の特別委員会である程度の合意には達しておるわけですが、たとえ、文句で言いますと、再就職にあ

たつては中、高年令層の雇用促進と、収入を確保するために雇用保証制度等の創設を講ずること、こういうことで雇用保証制度というものを作りたいという文句になっておる。これは就職の保証、それから雇用の促進と同時に収入の確保をするためにという文句が入っておるわけでありまして、前取補償という精神が、少なくとも入っておると私どもは考えるわけですが、それから、離職者の生活安定をはかるために、職業訓練手当の増額、別居手当の支給、技能習得費と失業保険との併給、訓練終了者に対する就職待機のための保証等の措置を講ずること、厚生年金の点もございまして。厚生省は来ていませんが、厚生年金の給付、それから労災補償の改善等についてはすみやかに検討する、こういう合意に達しながら決議案にならなかつたのは、おそらく、何と申しますか、政府の他の一、両大臣御出席になつておりますけれども、他の省との関係というよりなことで、それがペンディングになつておるわけで、それらの点について、生活と雇用の保証のない首切りは行なわないう、なるべく行なわないうように行政指導をしたいという言明はございましたけれども、もう少しその点をはっきり言明を願えるかどうかという点が問題点として残つておることは御承知のとおりであります。

これら点について、両大臣協議の上で検討しておりますが、明確に御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(福永健司君) まだ協議した上でのご答弁ということも申し上げられませんが、御説のごとく、生活、雇用の安定ということは、もとより望ま

いわけでありまして、労働省といいたしますと、首切りというよりなものがないければごうございまして、またそうありたいということもございまして、簡単に御答弁すれば、それでおしまいなんでございまして、通産省の立場といたしまして、石炭事業の深刻な現実からいたしまして、場合によっては、相当程度の首切りということもやむを得ないというよりなことも出てきておるわけでございます。

そこで、私どもは、そういう現象が出たあとを担当するほうの側でございまして、私から直ちに、そういう今おっしゃつたような意味において、生活と雇用の安定というよりな意味においての完全な保証ができないの首切りを切つては相ならぬ、また、そういうことはいたさせませんということまで、ちょっと言い切れないのでございまして、しかしやむを得ざる事情によつて出て参ります失業者等に対しましては、今いろいろおあげになりましたような観点からの措置は、いろいろ講じていきたいというので、ただいま関係閣僚会議においても、われわれはわれわれの案を出しておるわけでございます。

そこで、前にも申し上げましたように、できるだけすみやかに再就職せしめるというよりな意味からの諸施策は、おおむね現行制度のもとにおいて、財政的措置を強化することによつて、かなりのことができるわけでございます。したがって、再就職をすみやかにしめるための措置をいたしまして、労働力により流動性を持たせて、これを関連して広域職業紹介を強化するとか、あるいは効果的な転職訓

練をするとか、また移動するについては、住宅等について特別の心配をしなければならぬ。移住資金その他住宅確保のための資金について心配するとか、こういうよりなことについて、ごく最近にも、財政的の裏づけもいたしまして、事業量をかなりふやす措置をとつたのでございまして、そのほか、究極的な恒久的な安定対策をいたしましては、より総合的なものが必要でございますが、しかし労働省をいたしましては、先ほどおあげになりましたよりな、たとえば前取補償的な措置というものがあるわけでございます。これにつきましても、今各党間で折衝もあり、また与党の中、ことに関係閣僚間でも検討を進めておられて、一定の年令以上の炭鉱職者を雇つてくれるというよりな場合において、その給料の大部分を保証するよりな制度などが、どうであろうかというよりなことで、これは具体的な折衝をしておりますが、最終結論には至っておりませんが、その他おあげになりました転職訓練が済んだけれども、まだ就職できないというよりなものに対して、待機手当的な意味で訓練期間を延ばすよりな措置を講ずるといふよりなこと、これは必ずしも待機手当というよりな名称、あるいは全面的にそういう考え方ではないことになりまして、いろいろ問題がございまして、そういうよりな特殊の事情の人に対して、何らか便法を講ずるよりなことに考えていきたいというよりなことの検討も、もとよりいたしております。また、失業保険につきましても、この保険期間を、従来

練をするとか、また移動するについては、住宅等について特別の心配をしなければならぬ。移住資金その他住宅確保のための資金について心配するとか、こういうよりなことについて、ごく最近にも、財政的の裏づけもいたしまして、事業量をかなりふやす措置をとつたのでございまして、そのほか、究極的な恒久的な安定対策をいたしましては、より総合的なものが必要でございますが、しかし労働省をいたしましては、先ほどおあげになりましたよりな、たとえば前取補償的な措置というものがあるわけでございます。これにつきましても、今各党間で折衝もあり、また与党の中、ことに関係閣僚間でも検討を進めておられて、一定の年令以上の炭鉱職者を雇つてくれるというよりな場合において、その給料の大部分を保証するよりな制度などが、どうであろうかというよりなことで、これは具体的な折衝をしておりますが、最終結論には至っておりませんが、その他おあげになりました転職訓練が済んだけれども、まだ就職できないというよりなものに対して、待機手当的な意味で訓練期間を延ばすよりな措置を講ずるといふよりなこと、これは必ずしも待機手当というよりな名称、あるいは全面的にそういう考え方ではないことになりまして、いろいろ問題がございまして、そういうよりな特殊の事情の人に対して、何らか便法を講ずるよりなことに考えていきたいというよりなことの検討も、もとよりいたしております。また、失業保険につきましても、この保険期間を、従来

も若干延ばす措置を講じて参つたのであります。これをさらに一そう、そういう措置を従来以上に進めることにもいたしたい、こんなようなことも考えておられますし、とりあえず、働く中心になるべき人が、家族と離れてほかに移動して働くというような場合における別居手当というようなものは、何かうまい方法で出せぬかというように、これも検討いたしておられます。

しかし、これらのことにつきまして、いずれ新たな立法も必要とすることでございますから、できるだけすみやかにこれを用意いたしまして、結論の得たものについて、逐次解決をしていくようにしたいと、こういふように考へておる次第であります。

○吉田法晴君 今の答弁は、きのうの答弁とあまり変わらない。私は衆議院での特別委員会の状況を考えますと、あなたが少し慎重な答弁をされたあと、総理から最低賃金制の問題についても、それは審議会の諮問をしておるの、実施をするつもりで、それから、それも早く実施をしたいというつもりで審議会にかけておるのだ、こういふ、いわば補足よりも、積極的な前向きな答弁があつたことを思い起こすのですが、多少今の答弁は、私が、特別委員会で決議案に関連して合意された点もあつて、政府の態度をお尋ねした。実は私も、あなたと一緒に、総理も出てきてもらつて最後の答弁を願いたかつたのですが、出ておられぬとすれば、二人で、政府を代表して答弁を願う。そうして、それはたとへば労働者に対して、将来にわたつて生活の心配はさせぬのだ、あるいは首切りの心配はさせぬのだという政府

の方針をここで言明できるかどうか、こういう点でお尋ねをされているのですから、きのうの答弁の繰り返しでは困るわけですね。出て参りました炭鉱離職者が、食えるかどうかという瀬戸際立つて、政府の最後の言明を求めておる。さつきのような、この首切りを全然出さぬというようなことを言明するわけにもいかぬ、あるいは出たあとで再就職については、労働者は責任を持たなければいかぬけれども、あなたも現在の労働者の生活について、日本の労働者の生活全般についての責任を持つておる労働者としての、あるいは労働大臣としての言葉としては、私は無責任だと思つておられます。

それもあることながら、政府を代表して通産大臣、労働大臣が出ておられるのでありますから、抜本的な対策を立てるというならば、生活あるいは雇用というものについては、これは心配をかけないよう、政府として最善の努力をする。それから、合意に達したものに、最善の努力をはかりたい、こういふようなこと、答弁がなければならぬと思つておられますが、その点で、両大臣はいかがですか、答弁を願います。

○国務大臣(福永健爾君) 心配をさせたくないというの、私の強い希望でございますが、直ちにもつて、一切心配はさせませんとまでは、ちょっとその財布を持つておる側も一緒に来ておられませんので、そう勢いよいことを言つてしまひましたもなごいませぬが、ただいま吉田先生仰せのこと、心配させたくないというふうな気持で、できるだけの労働者としての施

策を講じていくということについては、私も深く期しておる次第でございます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 労働大臣の決意並びに所信は、ただいま詳細にお話がございますので、私から申し上げるまでもないかと思つておるが、問題になりまます生活の向上、あるいは雇用の安定、あるいは完全就労、こういうことが、しばしば言われておるに、私もこれらが政治の大目標で、これら私どもも同様でございます。同じように、この大目標の達成に全力を注いで参るわけでございます。

ところが、この事柄は、個々の具体的な労働者の現在があるがままの姿で、いわゆる雇用の安定だとか、あるいは完全就労だとかいふことが、必ずしも言われておるわけではございません。ことに労働者といつたしましては、経済全般の動き等を考へて、そして必要ならぬ労働の確保、あるいは離職者に対する再就職のあつせんその他、あらゆる労働対策を講じて参るわけでございます。

ところで、私どもも産業に携わる通産省といつたしまして、雇用や生活の安定のないところに経済の発展などあるわけはないのであります。この点について、いわゆる石炭の場合について見ますと、石炭の経済性を高めるといふ意味において、合理化なども進めて参ります。これはどうも残念ながら、やむを得ない段階におきまして、ある程度の犠牲者を出さざるを得ない。これが現状でございます。いわゆる離職者が出てくる。これはあえて合理化の犠牲とはかり申すわけのものではなく、

炭鉱自身の命脈等から見ましても、その命脈が尽きれば、その山は閉山せざるを得ない。こういうようなことがございまして、個々の職場における離職という問題が起きてくる。こういう問題をつかまえて、そしてそれに対して基本的な労働行政もはかつて参るし、また通産省自身も、やはり必要な労働を確保し、労働者の生活、雇用の安定あるところに経済の発展あり、かように考へますと、これはいわゆる直

接の所管ではございませぬが、その大半の責任を負う通産省だ、かように私自身みずから責任を痛感いたしておる次第であります。

そこで先ほど来、いろいろ述べられました個々の具体的問題等、これにいかに対処するかという問題になります。が、そこで、いわゆる石炭関係関係懇談会を持つておられます。この懇談会におきまして、各界、関係省の間の意見をまとめ、そしてそれを具体化していき、という取り運びを、ぜひともしたいと思つておられます。労働大臣、たいへん慎重な発言をしておられますが、これはおそろしく関係省等の意見が、まだそこまで熟していない。私自身も、ただいま申すような意気込みなり決意は持つておりますもの、まだ大蔵当局と十分話はいたしておらないのが実情でございますから、非常に抽象的なお話になつて恐縮でございますが、ただいま申し上げるような問題を取り上げて、そして関係省と十分相談を遂げたいと、かように思つております。

ただ、その場合に、これは皆様方に特に御理解をいたさなければならぬ

だろうと思つたことは、石炭、こういう特殊産業における労働者という特殊地位、それをどの程度に位置づけ得るかという問題が一つあると思つた。

一般の離職者と、この石炭産業に対する政策上から出てきた犠牲者、また石炭産業自身で働いておられます労働の実態等から見ての特殊性、それをどういふように位置づけられるかというところが一つの問題じゃないか、かように思つた。先ほど来、述べておられます。あるいは中高年齢に対する保障の問題その他等の問題は、どうも石炭産業、これを職場にする労働者の特殊性について考へると、かように私は思つておるが、これが一般労働者共通の問題だとなつて、これはなかなか容易な問題ではない。だからその特殊性というものを、はつきり位置づけたいということが一つの問題じゃないかと、私はかように思つておられます。

そういう点を労働大臣、あるいは厚生大臣、大蔵大臣、その他関係大臣と十分相談をいたしまして、私どもの最善を尽くして、この対策も立てていきたい、かように考へておるので、重ねて私からも、考へ方を御披露しておきます。

○委員(山本米治君) ちょっと申し上げます。灘尾厚生大臣にかわり、森田厚生政務次官が出席されましたが、御了承願います。

○吉田法晴君 そうですと、個々の炭鉱あるいは職場等、終極その他の特殊事情から、閉山あるいは休山というふうな個々の問題はともかくとして、石炭産業全体、あるいは石炭産業に従事する労働者の生活の安定、あるいは雇用の安定、あるいは完全就労に

ついでには、これは政府として最善の努力をいたしたい——この点は政府の方針だとして総理から答弁されるべき問題だと思はれ、多少労働大臣の答弁の中には、慎重な言ひわけ、あるいは私が先ほどの限定的にあげましたことについての労働省としては十分に表明をされたいと、重ねてその点、両大臣から御答弁願いたい。

○国務大臣(福永健司君) 最善の努力をいたすことについては、私もやぶさかでないつもりであります。

○吉田法晴君 それから今通産大臣から、たとえは再雇用保証制度等を通じての職業雇用の保証、それから離職者の生活の安定をはかるために訓練手当の増額、あるいは技能習得費、あるいは失業保険等の併給、あるいは訓練就業者に対する就職待機のための保証等の措置、あるいは厚生年金、労災補償の改善等について検討をするといったような具体的な問題については、大蔵省との折衝は、まだ済ましておられぬからということで、労働大臣から多少消極的な答弁がありました、それらは石炭関係関係会議等を通じて、その実現のために、政府としては最善の努力をする、こういう答弁だと理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(福永健司君) 一部、今おあげになりましたものの中で、必ずしも私の所管でないものもございますが、それについては、他の方から御発言があるかも知れませんが、私の所管に属することにつきましては、御表現になりましたとおり、——一々また

申しますと、いろいろ何しますと、若干、私どもが使っております言葉と違ふところがございますが、いずれにいたしまして、そういう御表現のもとに御譲渡をいたしておられますことについては、われわれの考え方を現すために最善の努力をいたすといふことには、これはもう、さらさら私どもも異論はないわけでございます。せいぜい御期待に沿うようにいたしたいと考えております。

○吉田法晴君 初めからお聞きにならなかつたかと思いますが、この炭鉱労働者の生活の安定、雇用の安定の上から初めして炭産業の安定があり得ることから問題になっておる点等については、政府として関係関係会議等を通じて、全力を尽くして実現に努力をしたい、こういう表現があったわけですが、厚生年金の支給の改善という項目が厚生省に關係してあつたわけです。厚生年金の支給の改善の中には、十年勤続、十年かけるともいえるという場合の例もございまして、これは六十才でしたか、その年令に達しなれば、やめても厚生年金はもらえないという点がございます。その繰り上げ支給と申しますか、あるいは支給の条件、期間の短縮等についても、具体的に要望が出ていることは御存じのとおりであります。

それらのものを含んで、厚生年金の給付の改善について、努力をせらるべき御決意であるかどうか。

○政府委員(森田重次郎君) ただいまの問題、十分厚生省としては、あらゆる点を検討して善処したいということになっておるわけでありまして、ただいまの御質問の内容のうちにあります

年金開始の年令引き下げの問題等のごとであります、これは坑内夫の年金開始年令は五十五才とされているのでありまして、これは昭和二十九年度の改正によりまして昭和四十九年以降五十五才と改められたのであります。そこで当面は、まあ経過措置といたしまして五十一才から開始するのでありますから、実際上の問題としては、大体今の制度でいいのではないかと、いろいろに、その点は考えておるのであります。

それから、この御質問の内容の中にたぶんいろいろも含まれておるだろうと思はれますので申し上げますが、この炭産業の積立金から貸付を行なつたかどうかという問題も、その内容の一つだと思つておられますが、これは本年度の厚生年金の還元融資は、すでに申請に基づいたものは割当をはば終わつておるのであります。しかし今後において、炭産業者の居住する住宅につきましては、関係地方公共団体等が償還条件を整えて建設したというふうな申請の申し出がございましたときは、できる限度において厚生年金の還元融資も行ないたいと考えている次第でございます。

○阿部竹松君 吉田委員の質問に関連して厚生政務次官の森田先生にお尋ねいたしますが、十日ほど以前の決算委員会、ここに御列席の福永労働大臣に厚生年金のことについてお尋ねしたところが、厚生年金については、厚生省の管轄であるから、私のほうから明確に答弁できないけれども、厚生省と相談して善処いたしますと、こういう御答弁があつたわけですか。ここに労働大臣も御列席ですから、御記憶があると思うのですが、そういう御相談をなさつた結果ですか、吉田委員に対する御答弁は。

○国務大臣(福永健司君) ただいまのお話は、相当これ折衝に骨の折れる問題でございますので、まだ国会がこういうふうな状況のもとでございますので、私は厚生大臣と、じっくりと話をいたしておりません。そこで、できるだけすみやかに、こういうことについて厚生大臣にも、あなたのおっしゃつた趣旨を伝えたいと思つておりますが、両省協議の結果、政務次官が言われたことと、時間的には、そういうことではないことを遺憾とするのでございまして、ただし私、忘れておるわけじゃございませんので、暇が——暇がといひますか、時間がとれるようになりますれば、さっそくこれじっくり、この問題も検討したいと、善処したいと、こういうふうに考えておられます。

○阿部竹松君 私は森田政務次官にお尋ねしたのですが、労働大臣の涙ぐましいかばりという気持ちに感涙して再質問いたしました。

その次に、労働大臣にお尋ねいたしますが、きのう通産当局から、ここ近年のうちに、どのくらい炭産業者が、まだ出るのであるかと、お尋ねしたところが、一万五、六千名でございました。したがって、その受け入れ態勢は、当然あなたの方に關係あると思うのですが、これは、どういふように処置される御所存ですか。

○国務大臣(福永健司君) 当初予想されていたよりも、貿易自由化の繰り

上げ等、その他の事情によつてふえてくるであろうという推測もできますので、そういうものに対しましては、労働省所管の事業において善処するようには、ただいまいろいろ作業もいたし、そのつもりで取り組んでおる次第でございます。

○阿部竹松君 きのう通産当局から、明年度あるいは明後年度の石炭業界における離職者の数字を明確に承つたわけですか。したがって、それが通産当局から労働省の方に連絡があつておるものだと思つておるわけですか。しかし今、大臣の御答弁によると、増加するだろうと思はれますので、というふうな、きわめてあいまいな答弁なんです。おそろしく今までそういう方針で、労働省がとつてこられたとは思ひませんけれども、そういうふうなことで、受け入れ態勢が完備されていないというふうに、御答弁の中から汲み取れるわけですか。

しかし、今御相談なさつたようです、数字を上げて、この数字を、どういふように対処するのですかというふうに、お答えをいたされたかと思はれます。

○国務大臣(福永健司君) であろうというところは、将来のことでございますので、あつたという表現をいたしましたので、あやふやな意味で申し上げた次第ではございません。御理解をいただきたいと思ひます。

なお政府委員の方から、数字をあげまして、お答えを申し上げます。

○政府委員(福永健司君) 今年度以降、明年の発生する石炭離職者に対処いたしまして、通産当局と打ち合わせまして、労働省としては、これに対す

る援護、配置転換対策を立てておるわけでございます。

それによりますれば、明年度、ただいまお話のありましたように、新たに発生する離職者に合わせまして、従来からも滞留しておる離職者があるわけでございますので、これらを合わせまして約三万八千人につきまして、政府としての対策を講ずるといふ考えで、目下計画を立てて、予算も原案も作成しておるわけでございます。

すなわち広域職業紹介、それから自県内におけるところの職業紹介、それから緊急就労対策事業への吸収、公共事業への吸収、鉱害復旧事業への吸収及び炭鉱離職者専門の職業訓練所におけるところの転職訓練、それから雇用促進事業団におけるところの移住資金の交付、それから住宅関係の助成などを合わせまして、約三万八千人の方々にたいして対策を講ずるよう準備しております。

ただ、最近の実情からいたしまして、従来と同じような援護対策を講ずるだけでは、なかなか今後発生するであろうところの離職者を円滑にさばっていくには十分でない面も考えられますので、これらにつきましては、先ほど労働大臣から御答弁いたしましたような、新しい考え方も織り込みつつ、配置転換の遺憾なきを期するよう、目下、関係各省の連絡会におきまして検討中でございます。

○阿部竹松君 三万八千名の中身について、お聞かせを願いたいわけですが。

○政府委員(堀秀夫君) たいま、一応の計画でございます。今後、さらに研究いたしまして、若干の変わりはあるかもしれませんが、一応申し上げま

すると、広域職業紹介によりまして九千五百名、それから自県内の紹介によりまして三千五百名、それから緊急就労対策事業への吸収約七千名、公共事業への就労促進約三千名、鉱害復旧への吸収約三千名、一般失対事業への吸収約四千九百名、職業訓練所に入所せしめて、それによつて配置転換を行なうという者が六千三百名、そのほかに雇用促進事業団の職業講習その他によりまして約六百名、合わせまして約三万八千名という数字になっております。

これは一応、ただいまの計画でございます。今後さらに関係各省連絡を密接にいたしまして、新しい情勢に對処していきたい考えでございます。

○阿部竹松君 ただいまの堀局長の御答弁をお聞きしますと、広域職業紹介の面で、どういふ仕事に就職されるかは別として、これは安定職場で永久にまずまず大丈夫であるというように大きく割り切つて考えてもいいと思つておるわけですが、そのほかの人は、きわめて臨時的なもので、今月は仕事はあるけれども、来月はないかもしれない、二カ月はあるけれども三月目はだめになるかもしれない。こういうようなきわめて不安定な職場であつて、三万八千名のうち一万人足らずが安定した職場につけるというだけで、あと二万八千名近くの者が臨時日雇である、こういうような結論に御答弁がなるのですが、それでは、あまりけつこうな方法じゃないのではないのでしょうか。

○政府委員(堀秀夫君) たいまお話のありました広域職業紹介のほかに、自県内における職業紹介、これはもちろん定職におつけをするという考え方でいるわけでありまして、また職業訓練

所に入所して、訓練を受けていただく方六千三百名、これにつきましては、もちろん訓練が終つたあと、ちゃんとした定職についていただく、こういう考えであります。また事業団の行ないます職業講習、その他につきましても同様の考えでございます。そのほかに緊急就労対策事業等もあつたのは、私も、ここにずっとそのまゝ停滯してしまつたという考え方はなく、やはりその時期におきまして、いきなり他県に出るというふうなわけに参らぬ、いろいろの家庭的な御事情のあることを勘案いたしまして、ワグはこれだけとおき、そして、この緊急就労等に就労をしておられます方々につきましても、私も従来からの方々につきましても、私も従来からの方々に新しき考え方も加へまして、さらに新しい考え方も加へまして、この雇用の促進、雇用奨励方策を実施いたしまして、定職についていただくように処置いたしたいと思つておることは当然であります。

ただ、それは申ししても、いろいろ家庭の御事情その他、いきなり外に出るといふわけにいかない方もありますので、予算のワグとしては、ただいまのような措置を確保して、とおきたい、こういう考え方で申し上げたわけでありまして。

○阿部竹松君 前回の委員会で、局長にお伺いしたときのお考えもそうでした。あなたのお考えは、どうも訓練所に入れば、もうそれで、職についたような印象を与える答弁なんです。そのころが、しかし、まさかあつて、ものがない、このころがあつてもかんながない、こういう職業訓練所に入つて、それでも、若い人ならまだいいか

もしれませんよ。三十五以上の人は、なかなか仕事がない、これは理解していただけたらと思うのですが、特に今年の秋から来年にかけて、不況の嵐が吹くという、不況にならぬというの、池田さんと自民党の内閣ばかりで、あとは、経済界も学者も全部そう言つて、来年の不況対策を現内閣に求めるのは無理かもしれませんけれども、職業訓練所に入るといふことだけで、永久職業につくといふお考えは、おやめいただきたい。

そこで、訓練所は来年ふえるのですか、ふえないのですか。

○政府委員(堀秀夫君) 訓練所の増設等につきましても、訓練所長からお答えいたしましたように、前段の御質問につきまして、この職業訓練所に入れたか考え方は毛頭持つておりません。それから、従来の職業訓練所の卒業生の実績からいたしまして、まあ相当のパーセント——九〇％程度は就職しておるといふ実績がございますけれども、今後、それがそのまま続くかどうかということになりますと、やはり中高年合層の離職者のかたがたも、今後率が非常にふえてくる。そのほか、いろいろな状況があらうと考へますので、私も、今後には、従来からやつておりました、さらに強化すると同時に、職業訓練所入所中におけるところの所遇の改善、あるいは職業訓練所の卒業されたかたがたに対するところの雇用の促進のための措置、それから訓練所を出られた場合において、出たけれども、就職口がなかったというふうなかたがたについての先ほど大臣か

らお答えいたしましたような、追加訓練を行なうというふうなことによつて、就職が見つかるといふ不安をなくするようになつていくという新しい方針も、あわせて検討したいと思つておるわけでございます。

○政府委員(三治重信君) 来年度の石炭離職者に対する職業訓練所の施設の拡充の問題でございますが、来年度は佐賀県の方へ二カ所を増設したいと思つております。福岡から北海道、福島、各産炭地の訓練所につきましても、先ほど二、三御指摘のあつたように、施設の内容を充実いたしまして、訓練の効果の上がるように努力したいと思つております。定員の関係につきましても、今のところ、先ほど職業安定局長が申し上げました定員を予定しておりますが、その応募者いかにによりましては、一般訓練所におきましても入れる体制を整えておきますので、訓練定員については、現在の施設においても、希望があればまだ余分に収容が可能——入所していただく可能性は、十分用意しておりますので、御承知願いたいと思つております。

○阿部竹松君 何か所ふえるのですか。

○政府委員(三治重信君) 佐賀県に二カ所でございます。

○阿部竹松君 それだけでですか。

○政府委員(三治重信君) 増加するわけです。来年における純増の——現在の三千六百六十名の定員に対して、さらに増加するわけですが。

○政府委員(三治重信君) 現在の炭鉱離職者のための特別の施設につきましては、内容の充実の方でやって、定員の増加のところは、来年の状況を見て、一般訓練所—その付近にまた一般訓練所もありますので、そういうふうにした方がいいと思います。現在、何ゆえにそうかということにつきましては、現在のところ、大体われわれの方としては希望状況からいって、そう三割も五割もふえるということはないんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。で、まだ五百名、千名程度でしたらば、九州並びに北海道、それから福島地区におきましては、一般訓練所の収容定員をまだ相当持つておりますので、これで収容していきたいというふうに考えております。

○阿部竹松君 次に、福永労働大臣にお伺いしますが、衆議院の石炭委員会の議事録を読みますと、まあいろいろ質疑応答が数ある中で、予算を伴うような問題を池田さんが御答弁をなさっている。一例をあげてみますと、待機手当—これについては、名称については待機手当というのには、どうも賛成でないような御答弁ですが、しかしその方法は別として、見てあげてもよろしいような明確な御答弁をなさった。それに伴って第二次補正予算も粗むと、こう言明されております。速記録を読んでみますとね。したがって、これは当然労働大臣も御承知だと思いが、それは、そのとおりの理解しておいてよろしいようにございませうか。

○國務大臣(福永健司君) 一緒におりまして気がついたのですが、あれは、失業手当という言葉で勝岡田さん

が質問されたのに対して、そのままた言葉でお答えした部分があったかと思えます。で、これは、今まで使っている言葉ではないので、ちよつと、私も、どつちの意味かというふうに、そばで聞いておいたのですが、そういうふうなものについて考えるかというふうなことの質問に対して、そういうふうな方向で検討したいと思っております。いろいろな言葉がたしかあったと私は記憶しておりますが、そこで私どももいたしましては、先刻から申し上げておきますように、訓練の済んだ人で就職に至らぬような人に対しては、訓練期間を延ばす、すなわち訓練手当をさうにあげるというふうなことも考えますので、またその失業保険の期間を延ばすというふうなことも申し上げたいので、またその失業保険の期間を延ばすというふうなことは、従来も炭鉱労働者等については、特殊の措置を若干とっております。これを、より強化したいというところで、今折衝もしているわけでありまして、ほかへの影響等もあるわけでございますが、私は石炭産業の事情は、必ずしもほかと、すぐ関連して、ほかはどうかと言われようものなに対しては、これは特別のものだということに、私自身は理解しております。そういうわけで、いろいろな折衝をしておりますので、待機手当という言葉そのもののやり取りではなかったものであります。勝岡田さんが、失業手当という言葉は待機手当のようになりませんか、ある程度符節を合わせたような答弁は確かにございました。でございませうが、この辺は、勝岡田さんにして池田総理にしても、最も正確な

用語によってやり取りしているかどうかということになると、そのころは、ちよつと私も聞いておりました、どういふようにこれは聞くべきかなというふうに思った点があります。これはもう実際のところ、そばであります。一方、そういう方向へ行っているのでもございますし、したがって、その言葉のほんとうの意味はというふうなことを、そばからどういふ言ひのものがかと思ひまして、そのままた聞いておいたのであります。したがって私といたしまして、今、そういう点を念を押すために、阿部さんおっしゃるのでございませうが、そういうこともできればおかけようございませうが、どうも、そこまでは、また私が慎重過ぎるというふうな言われましてもいいかもしれませんが、ほんとうは、私はその離職者のことにつきまして、皆さんのおっしゃることが、みんなできれば一番ありがたいです、実際の話。そうして、そういうふうなことも、すいぶんいろいろな折衝をしておりますが、申し上げておいて、できないようなことが幾つかできるといふことを、私非常に自分の責任感からいたしまして、そういうことになることは欲しないものでございませうから、そこで、この待機手当、失業手当とか、あるいは失業保険給付とかいうような言葉について、まあ、あの場合の言葉が、どういふつもりであったかというふうなことに、先ほども申し上げましたように、若千これは聞き方によって違ふ意味にとれることもあるのでございませう。しかし、まあ、そういうこと一切を含めて、

私今後ますます努力をいたしたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○委員(山本米治君) 速記をとめて。

○委員(山本米治君) 速記を始めて。

○阿部竹松君 今、今の労働大臣の答弁ですが、その労働大臣の答弁なされたことを聞かんとするのでなくして、総理が第二次補正予算を組むとおっしゃった速記録があるわけですね。ですから、それは大臣がお心得になつておるでしょうということ、大臣の御心境を伺つておるわけですね。池田さんのお答弁は、百メートルを八十五メートルくらいで走るくらいの答弁ですが、福永さんは八十メートルを百五十メートルくらいで走るような答弁ですから、これは池田さんの答弁の方が正確で、福永さんの答弁は実に円転滑脱で、初めと終わりと違つてくるようなことがあつて、速記録を頼りにして別に言葉をとるとかたらぬとかということになしにお尋ねしておきたいと思つたのですが、最後の言葉だけお尋ねしておけばいいわけですね。

○國務大臣(福永健司君) この間うちも御承知のように、当然予備費で出さなかならないと思われような費用も、まあ三億九千万円くらいになりますか、その前に港湾の分ですが、あれは炭鉱離職者を考へての措置だつた。九千何百万円かでありましたが、そういうような工合に、財政措置の裏づけを伴つて、従来もいろいろやつて参りましたが、これをもつて足れりとするのでなくて、さらに必要があれば、

そういう財政措置を講じますということ、たしか総理大臣が申しました。私も、必要に応じ、その措置がとられることを期待しておるわけであるし、ことに総理大臣が、ああいうことを申しましたので、私は非常にこれはけっこうな言葉であると思つて聞いておつた次第でございます。

○阿部竹松君 社務委員会が、十分間ということ、大臣をよその委員会に出席を認めるというなら話はわかるけれども、内閣委員会が十分ということをきめるのは、内閣委員会と、わがほうとの比重の差をつけておられるようで、それで、どうも合点がいかぬのです。が、そういう委員長のあれですから、最後に一点だけお尋ねいたしておきます。

実はですね、総評でも全労でも、労働者の稼働時間の短縮をそれぞれ二つの大きな団体で主張しているわけなんです。が、そのように総評、全労全傘下の組合がなれば幸いですが、なかなか国内の経済状態が許さぬ、そういうときに、これはヨーロッパでもどこでもそうですが、未開発諸国は別にして、つまり炭鉱労働者、これが一番先に時間短縮ということになつておるのです。が、やはり坑外で八時間働くと、この間に、坑内の労働者は日の当たらぬ場所、八時間も働くと、この間は、やはり人間の寿命ということからいって適當でないということから、坑外が八時間ということになれば、坑内が七時間とかあるいは六時間三十分、こういうことになつておるわけですが、これについて、まあ直ちに諸外国なみにしてくれぬかということも極端ですから申し上げませんが、や

はり労働者は労働者のサービス・センターです。その点について大臣の御見解を最後に承っておきたいと思ひます。

なお、これは森田政務次官にも、たとへば同じ飛行機乗りでも、ジェットに乗る操縦士ですね、これは、やはり人間の体力に及ぼす影響は甚大であるということ、食糧の果てから違うわけです。待遇が違ふわけです。ですから坑内と坑外という働く場所が、ジェットに乗るのとプロペラエンジンに乗るのと差があるように違ふのかどうかはわかりませんが、坑内労働者のやはり体力の消耗度というものを判断して、厚生省としては、どのようにお考えになっているか、この一点、お伺いしておきます。

○国務大臣(福永健司君) 私は、人間は漸次その生活内容が豊富になり向上していくこと、これはもう全面的に望まないと考えます。特に働く人々について、より強くそれを感じます。したがってわが国の労働者全体として漸次労働時間が短縮されていくことは私は望ましいと存じます。

ただ、産業それぞれの、いろいろの事情がございますので、むちゃくちゃにきめるということにも参らぬと思ひます。したがって、漸進的にそういう方向で、全体として行くことは望ましいと思ひます。わけて先ほど一例を引かれました炭鉱のような、質的に非常に労働といつても、強度の労働の場合におきましては、一そりそりいうことが考えらるべきである、こりいうやうに存するわけでありすが、しかし、これらのことにつきましては、わが国のあり方として、急にそんなに政

府がどうしろというわけにも参りません。労使双方が円満な話し合いを遂げつつ、そういう方向へ行くことが望ましいと思ひますから……。しかしそれ

にいたしましては、所管大臣たる私の基本的な考えは、ただいま申し上げたとおりで、おおむね阿部さんのお考えと、そり速くはないのじやないかと、こりいうふりに思ふ次第であります。

○政府委員(森田重次郎君) ただいまの御質問であります。これは労働時間等の問題につきましては、私のほうの管轄にはなつていないわけなのでありますけれども、しかしそれと生理の問題あるいは栄養等の関係等につきましては、これはわれわれのほうでも十分検討しておかなければならないものでありますから、十分調査できておるものと存じます。今突然の御質問で、私はそれにお答をするような材料を持っておりません。あつと、そういう関係の事務が出てくるかどうかを聞いてみましたところ、あいに聞いていないのでございまして、もし、それに対する答弁ということでありましたら、その者をお呼びますか、あるいはそれとも、あとで書面等で正確な御答弁を申し上げたいと、こり考えております。御了承願ひます。

○阿部竹松君 あとで書面でつけよう。きょうはどうか、ありがとうございます。その次に局長さん、一、二点だけお伺ひしたいのです。予算要求を大蔵省になさつておられる、思ひますが、来年度分ですね、炭鉱関係の失業保険、これを来年度要求しなければなりませんから要求はなされる

でしようが、大体、どのくらいの人數を組んでおられるのですか。来年度失業保険をもらう大体の推計人員です

ね。○政府委員(森田重次郎君) 失業保険につきましては、御承知のように各産業に分けて、炭鉱離職者何人とか、あるいは鉄鉱関係何人とかいうような要求はいたしておりません。全部につきまして被保険者は何人というよりなことで要求をしておるわけであり

ます。したがういまして、ただいまお話を要するはいたしておりませんが、全体といたしましては、この最近におきま

すところの雇用の増加及び合理化あるいは石炭その他に見られますような産業構造の変化等に基づくと、この離職者の発生を予想いたしました。本年度よりも、さらに充実した内容を確保できるように要求しているところでございます。

○阿部竹松君 内閣統計局から出している刊行物ですね、あれに「百パーセント正確かどうかわかりませんが、大体、炭鉱離職者はどれくらい、失業保険をもらつておられる、ど

ういう状態かということが出ておられます。あの資料は、あなたの方のほうでお出しになるのではないですか。そうでなければ、それでつけようなんです。ですから、内閣統計局よりも、労働省のほうで直接お調べになつてお

るのではないかと思つたわけですね。○政府委員(堀秀夫君) 私のほうから出た数字ではございせん。

○阿部竹松君 次に、委員長、さいぜん私、原子力局長さんの御出席を願つておきました。おいでになつておられますか。○委員長(山本治君) はい。来てお

らね。○阿部竹松君 きょうの石炭がアサの重油であり、今度はおさつての原子力、こりいうやうに考へておられるのです

が、原子力発電というものは、大体いつごろ市販されるようになるわけですか。○説明員(紅文吉君) 私ども、本年二月に長期計画というものを原子力委員

会のほうで立てました。その際の見通しによりますと、十年後に一キロワットあたり三円程度になるのではないかと見通しをもちまして、百万キロワットを開発したいとい

う考へ方でございます。○阿部竹松君 現在三円ですか、私は正確な数字は記憶していませんが、三年かほど前にござい、正力さんが科学技術庁長官をやつておつた当時お話を承つたことがあるわけですが、二円八十四、五銭で発電できるであろ

うと、そうすれば日本の火力発電、水力発電、これと大体同じコストでいける

から、そういうことによつて、だんだんだんだん石炭が要らなくなり、現在重油がどんどん入つてきてエネルギー

革命といわれておられるけれども、今度高ピークで、それで下降線をたどると

いう話を記憶してはいるのですが、かえつて安くなるのじやないですか。○説明員(紅文吉君) 正力前大臣が、そのよりの見通しを語られたといたしまして、その後の事情を申し上げますと、たとえば英国から導入してありますところのコールターホール改良型発

たがいで、現在コールドホールは十六万六千キロワットが最大出力として建設中ですが、今後のおそらくは建設におきましては、二十万キロワット台になるであろう。そうしますと、その分だけの単価におけるところの割安というところは十分に考えとおりです。

その上に立ちまして十年後の単価を、先ほどお答え申し上げましたように、三円というふうに見ているということでございます。その後また二十年の見通しを立てておきまして、後期十年でございますね、それにつきましては、単価の計算は今のところ立たないというところで、長期計画においても触れておりません。

○阿部竹松君 局長のお話を信用して、単価キロワット三円ですね。そうしますと、アメリカでは大体電力は水力、火力にいたしても一円四十銭か一円四十二、三銭だろろうと思っておりますが、したがって、アメリカで原子炉で発電してもコストが高つくから、日本とかあるいはほかの国々に自分のところで製作して販売する、そうして研究する、アメリカのものをですね。自分のところで研究機関だけ設けても、これはコストが高くて、どうにもならない、こういうことを聞いているのですが、これはどうなんですか。

○説明員(紅文吉君) 御指摘のとおり、やはりアメリカにおきましては、電力が日本よりずっと安くございませぬ。しかしながら、やはり原子力発電におきましては、日本の場合よりも安くいく。すなわち非常に低く見積つておるところにおきましては、三円を割るというふうな見積りもいたしております。

す。しかし日本に参りますのには、先ほどお答えしましたように、安全性というところは、やはり万々の事故に対するところの対策ということも十二分に考へるということにおいて、アメリカにおける場合よりも高くなつていくというところに相なるわけでございます。

○阿部竹松君 最後のところはわかりませんが、アメリカでは、今申し上げましたとおり、電力料金が安いのです。何億ドルという原子炉を作つて自分のところで発電しても、コストが高く、どうにもならぬ。そうすると、日本はたまたま水力にしても火力にしても、原子力発電と大体コストが匹敵する。あるいは安くつくということになる。まあこれはブラジルあたりを持つていくと、キロワット八円あたりも持つていくと、ブラジルあたりにも持つていくと一番いいかもしれませぬけれども、そう電力を消費しない。こういうことになるので、私の心配するのは、アメリカで、ほとんど原子力の平和産業が発達するに伴つて発電機を作る、しかし自分の国ではコストが合わない、遊ばして研究するわけにいかぬというところになつてくると、日本にそれがどんどん入つてくるおそれがあるかないか。これは三木さんにお尋ねするのが至当だと思つて、局長の御答弁を求めるとは無理かもしれませぬけれども、もしお答えがあれば承つておきたいと思つております。

○説明員(紅文吉君) 日本において、ほとんどアメリカが輸入されてくるというふうな事態は、ただいまのところ考へておりませぬ。

と申しますのは、先ほど来お答えしておりますように、日本における最初の

の発電機としてのコールドホール型、これは英国型の炉でございますが、これが四円以上、つまり五円をちよつと割るところのものになつておりました。アメリカにおけるところの発電機を入れたといたしまして、ただいま入れた場合に、よしんばアメリカ国内において三円を割る炉でありまして、日本においては、やはり三円以上あるいは四円というよりな程度にならうかというふうな算定でございます。したがって、それはほとんど入つてくるというふうな見通しは、ただいまのところ持つておりませぬ。

○阿部竹松君 まあはつきりここで局長さんも御答弁できないでしょうし、日進月歩の科学の進歩する時代ですから、しかし、まあ大ざっぱにいって、十年間くらいはまあ大丈夫だ、こういうことに理解しておいてもよろしいですね。

○説明員(紅文吉君) そのとおりでございます。

○阿部竹松君 その次に、日本の電気について種語局長さんにお尋ねいたしますが、今、原子力局長さんにお尋ねしたので、原子力が平和産業に利用されて、日本の重油ボーラーが圧迫されるのではないかと、十年くらいは大丈夫でございますが、十年くらいは大丈夫でございますし、御答弁だったので、大体現在のわが国の火力電気と水力電気の生産コストは、どういふことになつておるか、その点、少し詳しくお知らせ願ひたいわけですが。

○政府委員(種語誠明君) 御承知のように、九電力が発足いたしました。昭和二十九年に九社一斉に電気料金の改定をいたしましたわけでありませぬ。その際

の需用端の原価が二円九十五銭、これは水力で一円三十二銭、それから火力が五円八銭六厘ということで、大体當時水力の比が七五%、火力が二五%でございましたので、ロス率三三・五%を加味しまして、需用端のコストが二円九十五銭かかる。で、それが三十年から三十五年までの過去六年間の実績で申しますと、水力が一円三十二銭でございましたのが三円六十八銭になる。これは三倍近く上がつておるので、五円八銭でございました火力は、三円五十四銭というふうになり七割に下がつております。ただ水力の比が、だいたい変わつて参りまして、三十年から三十五年の間に作られましたものは、大体水力が一に対して火力三という割合で作られておりますので、この間にできましたものにつきましては、その後の需用端原価は四円十七銭となつております。さらに三十六年、このし並びに来年に計画いたしましたおきますものでは、水力のほうは、ますます高くなりまして、四円三十六銭、火力はますます安くなりまして三円十七銭ということになりまして、総合原価で三円九十七銭という格好になつております。

なお、これに大体約三円程度の送電、配電、変電経費がつきまして、ほぼ六円というふうな格好で送られるということになつております。

○阿部竹松君 そこで種語局長さんにお尋ねしたいのですが、公益事業法であつたか、電気事業法か、よくわかりませんが、その中に、九電力会社でかかつたという実費は、電気料金として払わなければならぬ、文章はこうでないかもしねぬけれども、そういう趣

旨の法律がある。そうしますと、とにかく、年々といつていくつら、電気料金が上がるわけですね。その火力発電の場合、石炭のコストの中に占める位置は、どれだけで何%か私存じませぬが、石炭のほうの価格は下がる、料金は上がつていく、こういうふうなことになるわけですね。非常に疑問を持つておられるわけですね。あなたは何代か前にも、事業局長に小出さんという人がおられるのですが、電気料金の値上げ問題が起きた。そうして商工委員会が論議したときに、二三%の要求を北陸電気がやつたときに、二つの案を出してきた、一四%と一七%、高からうが安からうが両方持つてきて、こちらを正確だし、こっちも正確だ、三%、これはおかしいじゃないかと申したことがある。きわめてずさんだ。種語さんは、そういうことは無いと思つておられる、とにか、片や上がる、片や下がるということについて疑問を持つておられるわけですね。これをひとつ説明して下さい。

○政府委員(種語誠明君) おっしゃいますように、火力発電だけをとつてみます場合には、先ほど申し上げましたように、二十九年当時五円をこしておりましたものが、今年過去六年間の実績で三円五十四銭、それから三十六年、七年の計画では三円十七銭というふうになり、七割から六割程度に下がつております。この下がつておりますのは、今、先生御指摘になりました石炭の価格が下がつたという点もございませぬ。それから熱効率率が非常に上がったという点もございませぬ。いろいろな点、それから重油の価格が下がつたという点等もございませぬ。そういう

ここで、火力設備については、これは確かに下がっておるわけであり、これはところが、かつて、一円三十二銭であったものが四円三十六銭というふうになり、水力の建設費は当時の四倍、三倍以上になっておるわけでございます。そこで、水火力合わせますと、結局、どうしても割高になってくる。ことに昔は一円三十二銭というものが七五%を占めておったという非常に安いものが、ところが、だんだんそのウエイトが少なくなり、現在、水力の占める比率というものが、全体の中の、大体約二千二百万ございしますが、千二百万が水力、火力が千分という格好でございます。ところが、これはキロワットでございます。これはキロワット、いわゆるどれだけ動かしておるかということになります。火力発電のほうのアワのほうはむしろ最近多くなってきておるわけでございます。したがって、昔はやはり水が、雨が降ればできるという電気がたくさんあったから、全体のコストが安くて済んだ。ところが、経済が伸びてくるにつれて、金のかかる新しい水力、あるいは水力に比べて非常に能率が、昔に比べて能率がよくなったというものの、昔の水力に比べて、まだまだ二倍以上の割合高につく火力というものを作らなければならぬということになります。これはどうして、発電コスト自体も上がってくるわけでございます。

それともう一つは、電気というのを起こしまして、それから送電線へ乗せ、変電所で昇圧して、配電、それから送電線に乗せ、そして各需用者のそばの変電所を通じて圧力を下げて、それぞれの用途に充てるというわけでございます。

ざいします。大体現在、発電に三円、それから送電配電に三円というくらい金が掛かっているわけなんです。この送電配電関係が、最近、いろいろ送電線を作り出す際にも、土地の補償というふうなものもいろいろかかっております。

それから一般的に非常に、その他のベースアップといったような、一般的な人件費の上昇というふうなこともあるというふうなことから、発電部門、それから送電配電部門というものは、おのの片一方に下がる要素を持ちながら、さらに、その下がる要素を打ち消すだけの大きな上がる要素というものを含んでおりますので、ここでどうしても、ある程度、電気会社の経営というものは苦しくならざるを得ないというわけでございます。

ただ、ここで一つ申し上げておきますのは、電気というのは、これは設備産業でございますので、これが一定の割合で需用が伸びておるといふ限りにおきましては、償却その他、内部留保でまかなえますので、これは、その電気料金を上げるというふうなことをせぬでも経営はやっていけるわけでございますが、最近のように、非常に電気の需用の伸びが大きいということになって参りますと、これはどうして、内部留保というものがまかなえない。最近の状況では、内部留保でまかなえないというものは約四分の一、あとの四分の三は増資をするか、借り入れをするか、何らかの格好で、よそから資本を入れてこななければならぬというふうなために、最近では資本費の高騰が非常に大きいわけでございます。

て、そういうことでどうしても上がらざるを得ない。

○阿部竹松君　　そういう話になりますと、とにかく水力がべらぼうに高い。しかし今のダムは、発電のみを目的とせずして、やはり多目的ダムです。高い金を出して山奥にダムを作らなくちゃいかぬ。こういうことは言いませんけれども、ここに九州出身の吉田先生、御末先生がおられて、九州の事情に詳しいですから、私知ったふりいたしませんけれども、九州あたり、もう少し火力発電所を作ったらどうなんですか。半分の価格で石炭が十分使えてコストが安い。筋通らない話なんです。

○政府委員(樋口誠明君)　先生御承知のように、現在でも九州はまだ火力地帯でございます。絶対的に火力の比が、水力の比をだいたい上回って、先ほど申し上げました、全体では千二百萬対千百万というわけで、水力が多いわけでございますが、たしか九州電力の場合には、これは六、四ぐらいで火力のほうが多くなっております。また今後の計画も、大村の火力あるいは佐賀の火力というものを初め、具体化しているものも二件ございしますし、それから、その他われわれは、今後九州におきましては、できるだけ石炭火力を中心に開発を進めていきたいと考えております。

○阿部竹松君　　しかし現地はそうなっておらぬ。阿蘇山の麓の下釜という所がある。そこでも空軍がダムを作ろう。このダムは何をやるかと言ったら、もちろん目的はいろいろあるけれども、電気を起こさなければならぬというのが主目的で、局長さんの答弁の

よりになっておらぬのが実情だ。

そこで、その次にお尋ねいたしますが、ポイラー規制法というのがありますね。あれは来年度でなくなるわけですね、そうすね、三十八年度でなくなるわけですね。

そうしますと、あれはどういう影響をしますか。今から準備しておかなければ、来年はざりとなくなってしまうと、これは大問題になってきて、今でさえ困る、こういう石炭業界にえらい影響を及ぼすということになる危険性があるわけですが、あの法案がなくなってしまうと、そうするとどういふふうな影響が生じて参りますでしょうか。

○政府委員(樋口誠明君)　ポイラー規制法は再来年の十月なくなるというところになっております。で、再来年の十月に、それじゃポイラー規制法がなくなったら、一斉に重油ポイラーにかわるかということでございますが、われわれは、そう思っておりません。ちょっとだまた、その際に取りかえる時期にきているといったようなものは、これは変えると思っております。しかし、これは、ちよと今運転に入って、盛んに活動しているといったようなもの、そういうものは、大体償却も済んでおりました。今、そこで非常に経費的に安く運用できるといったようなものを、そのまま捨ててしまつて、そして新しく相当大きなインシヤル・コストをかけて、重油ポイラーを作るかということになります。これはまあ会社、個々の、どつちが有利かという比較計算になります。中には、もちろんポイラーの寿命関係その他から見ると、重油ポイラーを新設されるという方もおるかと思つて、しかし、こ

れは一挙に行なわれるのではなしに、やはり数年の間に徐々に変わっていくのではないかと、いろいろに考えられます。なお電力につきましては、これは大臣からも再々ここで申し上げておることでございますが、少なくとも電力に関する限り、とにかく石炭を三十八年には、九電力だけで千八百萬トンの四十二年には二千萬トンの使用量というふうなことは、今よりふえるだろうというふうなことは、もう推測されまが、しかし、そのために一挙に石炭ポイラーがなくなるといったような事態はない。これはしかし、その間、さらに石炭関係において、合理化を進めていただきまして安全な供給態勢を確立していただくということをやつていただきますならば、需要家の方も安心して一番信用のおける国産エネルギーであるということ、石炭に依存していくということになり、場合によっては、九州その他の産炭地等におきましては、新しく石炭ポイラーを作つて発熱するといったようなことも十分起こり得るものであると考えております。また、そういうふうなすべきであらうと、われわれとしては努力したいと思つておるわけですが、どういふことになつておるんではないですか。局長さん、専焼ポイラーというものを、す

に現在工事で起工しているのを認めて
いるところがありますね。ほかの省に
おいて。ですから、あなたの御答弁を
承っている、これは石炭業者なんか
聞いたら涙を流して喜ぶかもしれない
けれども、重油専焼ですよ、というボイ
ラーを、また去年ですか、あるいは一
昨年ですか、そのころから、認めてい
るのですね。それからもう一つは、い
つでもスイッチを切りかえれば——ス
イッチといったって電気のスイッチ
じゃない、中の構造を変えることで
が——簡単な方法で、石炭から石油に
切りかえることができる。しかし、簡
単な方法で重油から石炭に切りかえる
のは容易なことじゃない。

ですから、今の御答弁を聞いてみる
と、よく理解できるわけですが、しか
し現実には、これは冷感であつて、もう
少しきびしいんじゃないですか。

○政府委員(樋詰誠明君) 専焼火力が
最近各地で建設されていることは、先
生御指摘の通りでございます。これは
重油ボイラー法に、去年でございま
すか改正していただきました、電力につ
いては、特に必要やむを得ない場合に
ついて専焼のボイラーを認めるとい
ふふうに改正をさせていただいたわけ
でございます。それに沿いまして、現在
作っているわけでございます。しか
し、これはあくまでもボイラー設置規
制法のワクの中でございすので、
一々、そのボイラー設置規制法による
許可というものをとりまして、そして
やっていますわけでございます。無制
限に勝手にやるというところは、もち
ろ今現在誰にも許しておりません。
それからなおボイラー設置規制法、
これは一応三十八年の十月に、法律を

用いずして失効するという格好に、こ
の前の改正のときなつたことは、先生
御承知の通りでございますが、これか
ら二年間の間に、いろいろエネルギー
政策全体的な見地であらためてお願
い直すとすることもあるのじゃないか
と思ひますが、ただ、今のところは、
法律が失効するという格好になつてお
りますから、そういう前提で申し上げ
たのであります。

○阿部竹松君 現に、重油ボイラー設
置の制限法があるにもかかわらず、三
年前三重県だと思つたのですが、あす
この火力発電所で黙つてあなた方の目
をかつめて、そして重油をどんどん使
つておつた例がある。個所は違つてい
るけれども、大抵三重の
火力だというふうに記憶してあります
が、そういうふうなことで、すでに切
りかえる方向へ切りかえる方向へと、
改造する場合とか、新しく企業を行
なす場合には動いているのですね、業
者が。ですから、なかなか局長さん
のおっしゃるとおりにいかぬと思つて
おつたのですが、まあ、そういう御答
弁で理解しておくよりいたし方がない
と思ひます。

その次にお尋ねするわけですが、
今、通産大臣のお話を承ると、まあ
五千万五百万トン、昭和三十一年も
五千万五百万トンという大体の数字
でいふわけですが、そうしますと、昭
和三十二年は五千万五百万トンで三
〇%、総エネルギー消費量の。そ
ういふことにならなければ、三十八
年度になつて五千万五百万トンで
二五、六%にしかならぬ、こ
ういふ数字になるような気がする
のですが、この点はいかがですか。

○政府委員(樋詰誠明君) その通りで
ございす。

それからなおひとつ、ちょっと先ほ
ど三重の火力、一言だけ申し上げさ
していただきますが、先生御指摘のよ
うな事実がございまして、許可を受け
ずして勝手に重油専焼の施設をやつた
事案がございす。この点通産省では、
厳重に戒告すると同時に、たしか六
億ぐらいかかつたと思ひますが、法
律違反であるということで、新たに
石炭をたけるような設備に改装いた
させました。現在石炭をたけるよう
にして動いておられます。

○阿部竹松君 そうしますと、結局二
六%か二七%になるか、これは数字
はわかりませんが、とにかく現行
の三〇%は維持されぬ、こ
ういふことになるのですか。そこは
しかし、行政指導なり何らかの方法
で三〇%は国内産業、基幹産業で
やる、石炭を使うという方法はない
ものでしょうか。これは通産大臣に
ひとつお尋ねするわけですが。

○国務大臣(佐藤榮作君) パーセン
テージの維持ができれば、たいへん
あわせてございす。それには、やは
り出炭量がより多くえふていかな
ければならぬ。出炭量が、た
だいまのところ、だいたい経済ベ
ースに考へまして五千万五百万
トン、なかなかむずかしい
んじゃないか、私どもは、石炭につ
いては理解しておるつもりでござ
いす。が、実情は、なかなか石炭
の伸びは、電力の伸び、これに追
いついていけぬ、こ
ういふのが現状だと思ひます。
先ほど他の方に対して局長が御答
えいたしてありますように、電力
会社に對する石炭は、年々数量的
には少しづつ

つはふえておりますけれども、今の電
力の伸びは非常に階段的というか、
大きい伸びをしております。これに
ついていけないというのが実情で
ございす。

○阿部竹松君 なるほど、御答弁は
よくわかつておりますが、そこで千
二百円切り下げのものは、きのう十
分お聞きしましたからお尋ねしま
せんが、今後外国の油がどんどん入
つて、まだまだ価格を下げても日本
に入つてくるような気がするわけ
です。私はよくわかりませんが、そ
うしますと、千二百円下げたら、大
臣のお話を承つておきますと、鉄道運
賃から、いろいろな施策を考へてや
らうというお話です。それから、お
腹の減つているところに御飯を食
べるように、急激にさぐど
うなるということではないでし
ょうか。しかし千二百円を下げ
ても、いろいろな保護政策をとつ
ていたとしても、まだまだ安い重
油がどんどん入つてくるというこ
とになつて、とんとんで重油と競
争すれば、二千円も下げてもら
なければならぬという実態が
きやしないかという心配です。
が、重油の輸入量、価格です
ね、これと競争する力があるかど
うかという点をひとつお聞かせ願
いたいと思つてございす。

○国務大臣(佐藤榮作君) その点
が、たいへん石炭産業に關係される
方々の御心配であるように伺つて
おります。そこで、政府は三十八
年度を目標にして千二百円下
げる、こ
ういふ目標はお示してござい
す。また三十八年度以降におい
て、さらに金額を下げて、その
努力目標をお示することはいた
しません。石油と石炭とを価格の
面

で、これ以上競争することはいた
しません。競争してあります限度は、
千二百円下げろということを超え
ず申し上げて参りました。この
方法で、ぜひ進めていきたい、
かように考へておる次第でござ
いす。もちろん千二百円下げを
実現いたしました後においても、
事業を經營される方は、事業
努力が続けられるでござい
ます。そういう場合の企業の所得
の増は、これは労働者に返す
とか、あるいは炭を安くして消
費者にお返しするとか、こ
ういふ努力はしていただきたい
と思ひますが、ただいまのところ
は、石油と石炭を価格の面で
競争さすということはない。
こ
ういふことを申し上げて、これ
は、ただいま私ども、はつきり
牢固たる実は決意を持つて対
処してありますという状況で
ございす。

○阿部竹松君 牢固たる決意をお
伺いすると、何もお聞きする
ことがなくなるのですが、決
意が決意とおりになるように
お願いしたいのです。
そこで、法案の中身も、石炭
鉱業合理化臨時措置法の一部を
改正する法律案、これは相
当、何回も手を入れています
が、中身が変わつてい
るわけですが、この三億円の
金を出して、金を政府が
出資して保証金として、石
炭業界が金を融資してもら
う保証人になる、こ
ういふことですね。

○政府委員(今井博君) 石炭
鉱業が、銀行から退職金
その他の鉱害関係の資金を
借り入れます場合に、この
整備基金が保証をする、こ
ういふことでは、退職金を
支払うのに必要な

金、それから山を整理いたしました、山を閉鎖いたします場合に、一度に鉱害の処理の金が要りますので、その場合の鉱害用処理に必要な資金、この二つに對しまして、合理化事業団に今回設定いたします整備保証基金というものが保証する。それは銀行に對して保証する、こういうことでございます。

○阿部竹松君 もちろん、山を閉鎖する場合でしようが、そうすると退職金、鉱害と、この二つの目的のみに使わうわけですね。

○政府委員(今井博君) そうでございます。

○阿部竹松君 そうすると銀行は指定いたしません、それから業者はどなたでもよろしくございませうと、これはどちらにもワクがついておらないのです、たとえば市中銀行は、この銀行とこの銀行のみに借り入れた場合、保証してやるとか、そういう一つのワクです。全然とる見込みのないような団体、業者には、保証人になつてやらぬ、こういうような、何かこの法律ではうたつておらぬわけですが、行政指導の面でもやらかつておらぬわけですが、そういう制限はないのですか。

○政府委員(今井博君) 一般的に銀行に對しては、どの銀行というふうに指定はいたしません。それから山の鉱業権者、これに對しても、一般的にこういう山はどうかというふうな制限はいたしておりません。問題は、銀行が山に金融するわけでございます、その間に、おのずから選択が出てくるという意味においては、実際問題として非常に全然資力がないうふうな山について、銀行が金を貸す場合が少ないう意味においては、これの保証

にかかってくるのが減つてくる、こういうことになるわけですね。

○阿部竹松君 しかし石炭局長さん、払う能力のあるような山は、政府というよりも事業団ですが、この金を保証してもらわぬでもよろしい。私えぬような危険な会社のみが、融資の保証になつてくれぬかという問題になりませぬですか。

○政府委員(今井博君) この制度の趣旨は、金融機関が、割合従来から金融機関に信用があつて、比較的金融が楽な山については、この制度を適用する必要はございません。したがつて、先生がおっしゃいましたように、やはりなかなか借りにくいという山に對しまして、政府——事業団が、一定の保証をすることによつて借りやすくする、こういうことでございますので、もちろん先生のおっしゃいました趣旨のとおりでございます。しかし極端にいいますと、まるで信用がないというふうな山に對しましては、これはまあ銀行みずからが、それに金融をするという意欲がございませんので、百パーセント信用がない、資力がないう場合には、この保証をしても、銀行がなかなか金を貸さぬ、こういうことになりましようから、そこにはやはり、おのずから一定のまあ限度が出てくるだろう、こういうふうな申し上げておるのではありません。

○阿部竹松君 金を貸さぬといつても、つまりこの事業団が保証するので、つまり金を貸さぬといふのは、どうも局長極端でないですか。そんなのなさぬようなものの保証人になつて、その急務を救つてあげようというのに、

○政府委員(今井博君) これは、今回の整備保証基金は、その保証の限度を五〇%ということにいたしておりましたので、たとえばある会社が五億円の金を借りるといふ場合に、その半分の二億五千万円を保証すると、こういう制度であります。したがつて五〇%は銀行みずからがやはり自力で回収するということになりますので、その間に、やはりおのずから山の経営者、会社に對する銀行の選別が、どうしても出てくるのじゃないか。今阿部先生のおっしゃいましたように、これを一〇%保証するということにいたしますれば、これはもつと借りやすくなるということになるかもしれません、やはり制度として、一〇%保証するということにしまして、今までもあまり例がございせんし、やはりこれは、半分程度は政府が保証する、半分は自力で返します、こういうことで、山の整備を援助するというのが、やはり適當だろうと思つて五〇%ということにいたしました、そこにやはり、一定の限度が出てくる、こう考へておるわけでございます。

○理事(細木亨君) ちょっと速記をやめて。

○理事(細木亨君) ちょっと速記をやめて。

○理事(細木亨君) 速記を始めて。

○阿部竹松君 三億の基金ですから、

五十億か六十億くらいの保証もできると思つたのですが、そういう規定もないのですか。

○政府委員(今井博君) 三十六条の十四に保証契約の限度という条文がございまして、ここでは抽象的に、「保証基金の額に政令で定める倍率を乗じて得た額をこえない範囲」というふうに抽象的に書いてございまして、その倍率を幾らにするかは政令で定めることにいたしておりますが、現在のところは、おおむね二十倍、こういうふうに政令で定めたいと思つております。

○理事(細木亨君) 委員長着席

○委員長(山本米治君) ちょっと速記をとめて下さい。

○委員長(山本米治君) 速記を始めて下さい。

四案の質疑は、一応この程度にとどめあとに回します。

○委員長(山本米治君) 次に、低開発地域工業開発促進法案を議題といたし、これより質疑を行ないます。

○中田吉雄君 池田総理は、総選挙後の通常国会におきまして、所得倍増政策に基づく高成長政策をやらば、おのずからその中で低所得者と高所得者、あるいは地域間の格差は解消すると、こういうことを施政方針演説で言つておられるのです。

社会党としましては、ああいう政策だけでは、高成長政策だけでは、地域的な個人間の所得の格差は解消しない、と、こういう考へを持っておつたんで

すが、今回提案されました低開発地域工業開発促進法案というふうなものが出ること、そのものが、池田総理の施政方針演説が修正を要する、こういう実証にならぬのですか、むしろこういうものを出さねば、この目的の達成であるような地域間における経済的格差の縮小をはかるということは、池田さんの言つた発言では解消できないから、その矛盾をどういふもので補完していくのだ、こういうことになりませぬか。

○政府委員(菅本郎君) たいへん、基本方針についての御質問でございますが、池田総理の施政方針の御演説にございまして、いろいろ、もろもろの施策を講ずるわけでございます。いろいろな法制も立てますし、予算措置を講ずる、そういうことを、ひつくるめての御趣旨であると思つてございませぬ。

ことに所得倍増計画、御承知のこと、内容も、そうでございますが、所得倍増に関する構想というものを、お説き下さいますと、御承知のごとく、所得倍増の是正、ことに地域格差の是正、後進地域の開発というふうなことに非常に重点を置いておりますので、また、それに基づきまして行ないます全国総合開発計画におきましても、やはり地域格差の是正なり、後進地域の開発、工業の地方分散というのに非常に重点を置いております。

そういう大きな方針を立てまして、それに基づきますそれぞれの法制の措置、それぞれ予算の措置などは、その方針のもとでやることになつておりますので、この低開発地域の開発促進

速記中止

速記を始めて

進法は、その一つだと私もは考えておられます。いろいろ具体化をやります一つの方法として、これをやりましたものと考えておられます次第でございます。

○中田吉雄君 そういう意味ならわからぬこともないのですが、高成長政策そのもので、ということをおっしゃられて、あるこういう問題を取り上げた論文でも、その問題を指摘してしました、油田さんは、よく予算委員会等でも、そういうもの全体の計画をやっている解消するということではない、その中でおのずから、というふうな発言を、しばしばおっしゃられるので、私たちの党は、あの政策だけでは、いろいろな全体としての、それによつて起こる矛盾を是正するよう、こういう政策もやらねばいけない、こういう考えですが、それは、その程度にしまして、この国民所得増進計画によりまして、ただいまのような、この地域格差の解消ということも、いろいろおっしゃってありますが、しかし、成長政策をとらねばならぬ、あまり地域格差の解消ということをやると、総花的になり、工業の過度な分散といえますか、そういうことになつて経済の成長の効率をそこなうから、この地域格差の解消の問題の冒頭に、経済の合理性ということをやらねばいけぬ、そうしてまあ若干、さしみのつまのような形で地域格差の問題をいい、そして高成長政策をとるためには、太平洋ベルト工業地帯のような、投下資本に対する最も成長効果の多いところにやらねばいかぬ、こういうことが書いてあつて、そして最後に、私裏日本の島取ですが、そういうところは、この所

得増進十年計画の後半の課題だといふようなことを書いてあるのですが、そういうことと、この経済の合理性という問題との関係ですね、いろいろエネルギーの問題等でも、経済性ということばかりいわれておるのですが、そういう関係は、どうなりますか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 経済の合理性といふことは、産業の合理的な立地条件を確保して参りますということ、経済を育てる上において必要であることは、これは申すまでもないと思つておられます。

がしかし、それでは、立地条件というものが永久に不変であるかといふ、私は必ずしもそう思いません。今日までのいろいろな経済の発展段階、あるいは科学技術の状況から見て、従来の低開発地域が、必ずしも工業に不適當だといふようなことは言えないのではないかと思つておられます。御承知のように、近ごろトンネルの技術が非常に簡単になつて、そうして安くできる。伊豆で今度アラビア石油がトンネルを抜いて、工業地帯に接岸からオイルをもつていくといふのは、これは、技術革新による一つの立地条件の変更だと思つておられます。われわれ聞いておるところによりますと、今後、たとえば石油価格というふうなものが、非常に大きなタンカー、八万トンとか十萬トンとかいふようなタンカーを使つてやってくる、そうするといふと、たとえば裏日本敦賀湾一帯といふのは、最もそういう大きなタンカーによつてあつる港としては、将来、やはり非常な適当な港であるといふようなことも、新しい、たとえば船舶の大きさが非常に大きくなつてきて、それによつて、輸

送のコストダウンができる。今言つたような技術的な革新というものが、立地条件を変えてくる。従来の立地条件を変えてくるというふうなこともあり得るわけでありませぬ。

そういう意味において、将来低開発地域と、いわゆる今日の発達地域といふものが、そういう技術的な革新によつて、若干ずつ訂正されていくことも考えられるわけでありまして、そういう意味においては、今後やはり、相当考慮していく私には値打があるんじゃないかと、いろいろお考えをおるのをごさいますして、できるだけ合理性を追求していくことは必要であります。その合理性が、必ずしも従来の合理的な地域にのみ限定されないでいき得るのじゃないか、こういうふうに考へておられます。

○中田吉雄君 私はその点が、まあアルフレッド・ウエバーですかの工業立地論等を見ても、工業立地は、原料と労働力と消費地を結んだ最もコストの低いところに立地するといふような、そういう意味の合理性が、私はあまりにも追及され過ぎておるのじゃないかと思つておられます。

ただいま藤山大臣が言われたように、やはりおつと、たとえばエネルギーでも、エネルギー単位当たりの、ただ単価が低いというだけで、それならもう国際的な石油カルテルの跳梁にまかせちゃつて、石炭産業、あるいは国産原油、あるいはガスといふようなものに壊滅的な打撃を与えて、そういう失業者の救済、あるいはそういう産業のある地域の荒廃といふようなことを考へますれば、経済の合理性といふことを、私は国民経済の合理性と

いうことを含めて見ぬと、やはりまた、こういう地域立法というものが、出てこないかと思つておられます。それはやはり、この考えは私は、これはもう通産省からいただきました工業立地白書を見ても、まあ、このアルフレッド・ウエバーのように、そういう生産要素を結びつけて、そうして対角線を結んで最もコストの低いところだけにやるというなら、それはもう、外国の安い石油を入れ、もう火力発電を全部重油にしてしまへ、国産原油もやめてしまへ、そういう合理性だけからいへばそれなると思ふ。それでは失業者も出、雇用の問題があり、そういう産業の立地する自治体の荒廃といふようなこと、私はやはりおつとこの経済の合理性といふことを、国民経済の合理性といふことか、そういう観念を持つてま

たやつていかなければ、こういうものは実際出てこないと思つておられます。まあ幸い藤山長官がそういう点で合理性といふものを、工業立地も変わつてくる、固定的なものではないといふことを申されたので、よくわかるのですが、私は、かりに私なりの表現では、国民経済的な合理性といふことか、やはりそういう考えを持つていたただかねば——経済の合理性といふことで大阪等ばかりして、工業用水の施設もできる、地盤は沈下する、高潮がある。災害対策特別委員会、これは何百億といふようなことを考へてみれば、ただそのときのコストだけではない、た

だ、やはり広い考えの中に合理性といふものを考へていたいただきたいと思つておられます。たとえば昨日の日本経済新聞に出てくる自由民主党さんのエネルギー総合政策といふものを見て

も、合理性というものをしよつばに打ち出して、そして経済性優位の原則といふようなことだけでいけば、これは私はもう世界連邦の国家にでもなつておればいいでしようが、また、そういう観念からいふと、私は地域立法、こういう低開発地域をやるという思想は生れてこないのじゃないかと思つたので、ただいま藤山大臣の言われたような考えをひとつ十分取り入れていただきたいと思つておられます。

次に、国土総合開発法に基づきまして北海道開発法、東北開発法、たぐさんの地域立法ができておるわけですが、そういうものとの関係なんです、やはりこういうふうな皆さんの十本近い地域開発の立法は、今回提案されましたようなものがないと、なおそれを補完できないのですか、そういう点を少し……。

○国務大臣(藤山愛一郎君) それらの地域立法も、むしろ大いに大きな意味において役立つて参ります。必要であるからできたものであり、また、な

は、かりに私なりの表現では、国民経済的な合理性といふことか、やはりそういう考えを持つていたただかねば——経済の合理性といふことで大阪等ばかりして、工業用水の施設もできる、地盤は沈下する、高潮がある。災害対策特別委員会、これは何百億といふようなことを考へてみれば、ただそのときのコストだけではない、た

だ、やはり広い考えの中に合理性といふものを考へていたいただきたいと思つておられます。たとえば昨日の日本経済新聞に出てくる自由民主党さんのエネルギー総合政策といふものを見て

も、合理性というものをしよつばに打ち出して、そして経済性優位の原則といふようなことだけでいけば、これは私はもう世界連邦の国家にでもなつておればいいでしようが、また、そういう観念からいふと、私は地域立法、こういう低開発地域をやるという思想は生れてこないのじゃないかと思つたので、ただいま藤山大臣の言われたような考えをひとつ十分取り入れていただきたいと思つておられます。

次に、国土総合開発法に基づきまして北海道開発法、東北開発法、たぐさんの地域立法ができておるわけですが、そういうものとの関係なんです、やはりこういうふうな皆さんの十本近い地域開発の立法は、今回提案されましたようなものがないと、なおそれを補完できないのですか、そういう点を少し……。

○中田吉雄君 私ばかりあちこちの、たとえば水島であるとか、仙台塩釜とか、あるいは富山高岡とか、鶴崎と

も、合理性というものをしよつばに打ち出して、そして経済性優位の原則といふようなことだけでいけば、これは私はもう世界連邦の国家にでもなつておればいいでしようが、また、そういう観念からいふと、私は地域立法、こういう低開発地域をやるという思想は生れてこないのじゃないかと思つたので、ただいま藤山大臣の言われたような考えをひとつ十分取り入れていただきたいと思つておられます。

次に、国土総合開発法に基づきまして北海道開発法、東北開発法、たぐさんの地域立法ができておるわけですが、そういうものとの関係なんです、やはりこういうふうな皆さんの十本近い地域開発の立法は、今回提案されましたようなものがないと、なおそれを補完できないのですか、そういう点を少し……。

○中田吉雄君 私ばかりあちこちの、たとえば水島であるとか、仙台塩釜とか、あるいは富山高岡とか、鶴崎と

も、合理性というものをしよつばに打ち出して、そして経済性優位の原則といふようなことだけでいけば、これは私はもう世界連邦の国家にでもなつておればいいでしようが、また、そういう観念からいふと、私は地域立法、こういう低開発地域をやるという思想は生れてこないのじゃないかと思つたので、ただいま藤山大臣の言われたような考えをひとつ十分取り入れていただきたいと思つておられます。

次に、国土総合開発法に基づきまして北海道開発法、東北開発法、たぐさんの地域立法ができておるわけですが、そういうものとの関係なんです、やはりこういうふうな皆さんの十本近い地域開発の立法は、今回提案されましたようなものがないと、なおそれを補完できないのですか、そういう点を少し……。

か、いろいろな最近の開発拠点ができつつあるわけなのであります。これがだれがない手でありまして、これがきたかというよりなことを若干調べてみたのですが、やはり私は、たとえは今度の国民所得増進計画を見ても、たとえは太平洋ベルト工業地帯の水島等を中心としたような、ずつとああいうような太平洋のベルトを見ても、こういう政策というものはあとを追っているの、私はやはりああいう地域を開発していつているのは、まあ私なりの理解では、終戦後の昭和二十二年からできた新しい自治法による公選知事が主として大きな手になって、ことごとく、私なりに見ているのです。たとえは三木さんが岡山で水島をやる。昭和二十九年に三木さんから聞いたのですが、医学博士の三木さんが、どうも将来石油化学というものが大きな産業になるかもしれないので、自分が専門書をひもといてみて、これはたいへんな水と敷地が要るらしいということで、高梁川があり、あの地帯を埋めてやるという考えでやって、三菱が来、次々来て、三千億ぐらいも投資し、そうしてこういふ国民所得の増進計画のルートにずつとそういうところを、四大工業地帯はもう集積し過ぎて、四のだからというよりなっている。いろいろのわけなんです。たとえは鶴崎にしても木下知事が何とかやる、あるいは富山は吉田知事というふうに、私はまあ官選知事で内閣がかかるたびに変わったときと違つて、もう県民に奉仕せねば次の選挙に出れぬというふうなことで地域開発をやるといふ取り組みで、ほとんどの地域開発というものが私はできていると思つて、そういう

意味では、私は公選制というものが、弊害もあるが、私が出張しまして調査した地域開発のない手というものは、実際は公選知事並びにそれを支持している県民や議会等であつたと思つてゐるのです。ところが、国には国土総合開発法があつて、なるほど工業立地の調査をやられたが、そういうものからそれより芽が出て、それを全体的に調整されるということになつてゐる。そういう種をまいていつてゐるのは、私なりの理解では、そういう点だと思つてゐるのです。

そういう点で、私はやはりこういふ開発立法は、ある意味では国土総合開発法というものが十分の役割をまだ果たさないといふ感じが、十分でないの、ところが、それが全体としての計画性がなく、そのために地域々々にすべてそれを何らかの合せねばならぬといふふうになると思つてゐる。もう一つは、特に企画庁等は、そういうもう工業立地の調査も相当進んだのですし、もうほとんど芽は大部分出ているのですから、もつと計画的に相当經費をかけて、工業の再配置といふものを重要視していただくべきじゃないかと思つてゐる。ところが、このあとに通常国会にも出るかと思つてゐるが、産業投資ですか、あるし、いろいろな地争い等もあるが、そういうことをもつと私は、終戦後あるいは四大工業地帯、既成の工業地帯がどうして発展し、特に戦後のこの政府が拠点地区としてやられたところ、なごころは、ほとんど政府がこういふことをやれといふてやられたのでなしに、地方自治体が出て、それを政府が助成されたといふふうなことになる

てゐるので、そういう戦後の発展等を十分促進するように、しかも、それを全体の計画性の中に入れていただくように、総合官庁である企画庁が十分の力を整えてやっていたらいいと思つてゐる。私もまあアメリカのテネシー・ヴァレー・オーソリテイとか、イギリスのロンドン・ニュー・タウンとか、いろいろ見てきましたが、やはりもう相当本腰を入れてこの問題と取り組んで、そういうふうな問題と変わつたりせぬようにやるべきだと思つてゐる。来年度予算の要求等では、一体どういふふうになつてゐるのでしょうか。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 終戦後日本が今日までくる間に、国土の総合開発を十分推進して、ただいまお話しのように、いわゆる各府県の意欲による発達だけにならずに、総合的な見地に立つて、将来発達すべき地点を政府が奨励し、あるいは推進していくということが必要であつたと思つてゐる。そして、国土総合開発計画そのものも、かなり前にできたものですが、それが十分な進み方をしておらなかつた。よ

うやくこの七月に大体の草案を作りまして、それを世間に問うてゐるところであります。そういう意味では若干おくれた点があると思つてゐる。しかし、今後の段階においては、やはり先ほどお話しがありましたように、日本の総合的経済力を上げていくという場

合に、それでは、たとえはベルト地帯だけが非常に工業も発達しているし、あるいはその方面がその結果として文化的にも発達しているといふことだけではない、日本の総合的な力といふものは

やつぱり出てこないもので、したがつて、低開発地域等についても、それぞれ今後は相当力を入れて、そうしてある程度元氣をつけて立ち上がれるように政府が考えていくことは必要だと思つてゐる。そういう上立つて総合計画といふものが、まあ歩調のとれた進み方になつてくると思つてゐる。若干今日までではそういう点についておきておつたという感じはしないわけではございませんが、今後そういう意味で企画庁あたりが力を入れて、そうして各種の総合開発計画といふものの補完作用を発揮させながら、総合調整的に問題の解決をはかつていくことが必要であらうと思つてゐる。そういう意味においては、企画庁としても、できるだけ予算等も取りまして、十分な仕事をし、まあ過去におきます企画庁の出発点からいまして、今日そういうふうな非常な、いわゆる国土総合開発といふものが特に大きい仕事になつてきたので、今後そういう意味では一そ

う十分な企画庁の組織、機構の上においても、また実際の仕事面においても努力をしてきたといふかなければならぬ、そう考へておられます。

○中田吉雄君 時間がありませんので、一般的なことは何ですが、この国土総合開発法に基づきまして、北海道開発、東北開発、北陸、中国、九州、四国といふような開発は、やつぱり私は知事や地方住民が開発問題と取り組んでみて、どうしてもこれはもう自力では打開きぬといふふうなことで、こういふ地域立法ができてきていると思つてゐる。そういうものを推進したの

は、やつぱり私は、歴史的経過を見て、これは必ずやういふ知事を初め県会議員あるいは地方住民が、地域開発と取り組んでみて、財政やいろいろな問題でどうにもならないといふところから、大きな国の力を借りたり、やろうとして、こう十本ばかりできてきたと思つてゐる。そして、今、全国どこも入らぬところはないといふふうになつて、そこで私は、やはりこういふ開発法をいろいろ検討していただい

て、それらの長所を、地域立法を発揮しながら、その穴を埋めて、産業の全体的な配置がよくなり、それぞれの特色が出るようにするもう時期じゃないかといふふうな思ひます。まあそういう点ひとつ御検討をいただきたいと思つてゐる。私はそういう意味で新しく公選制になつた知事がやつた役割は非常に大きいと思つてゐる。そういうことをやりやすいようにし、全国的な計画にそぐわないようにしていただくことが、企画庁としてぜひお願いしたい点であります。

もう一つ、一体この地域格差といふのは、これはまあ事務当局でもいいのですが、だんだん狭まりつつあるか、拡大しつつあるか。私もいろいろ資料を集めてみたのですが、東洋経済がこの四月に、四十六都道府県のまあいゝろなことを出しているのですが、昭和三十五年の国勢調査では、内閣統計局の発表では、四十六の都道府県の中で十八も人口の減つた県がでたりしてゐる。これは一体地域格差はだんだん狭まつておるかどうか、こういふものを見ても、年

次の何がなないのですから、一体こういふことはどういふふうに見ておられますか。地域格差は解消の方向にある

か、拡大の方向にあるかどうかです。ね。そういう問題はいかがでしょう。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 過去から現在に近い今までにおいて、何らの施策を講じないでもって、このままかりに全体の経済規模が拡大しましたときには、その地域における収入というものは、かりに所得倍増が倍になりましたら、その意味においちゃ格差は広がると言わざるを得ないと思えます。しかし、それを何とか縮めていくのが政府として考えていかなければならぬことである。その点は単に工業を地方分散しただけでもいけませんでしようし、農業方面の問題もございまして、そういう意味において、これは今後のやらなければならぬ大きな一つの課題であつて、そういう意味からいまして、低開発地域の開発であるとか、あるいは工業の地方分散のための新産業都市であるとかいうものは、これは必要になつてくる。また同時に農業方面におけるいわゆる選択的拡大というような問題によつて、農業方面の今後の革新と申しますか、あるいはそれが非常に必要になつてくるのじゃないかと、それによつて縮めていくというところを進めて参らなければならぬ、こう思つております。

○委員長(山本米治君) 議事の途中でございますが、委員の異動がございましたので、報告いたします。

ただいま向井長年君が委員を辞任されて、その補欠として田畑金光君が委員に選任されました。

○委員長(山本米治君) それでは質疑を続行いたします。

○中田吉雄君 企画庁からも国民生活の地域的な分析というのがあつて、私も拝見したのですが、なかなか年次別におつた、年次を追つて経過的にどうなつておるか、こういふ、東洋経済から出したりしたのもなかなかないので、将来やはりそういう地域的な格差がどうなつていくか、そうしてそれはどういふ要因によつてできたかという一つの分析をやつていただくことを希望しておきます。

○委員長(山本米治君) ちよつと途中ですが、企画庁長官、本会議に出席のために、暫時退席されますから、御了承願ひます。

○中田吉雄君 それでは、具体的な点について、法案の内容についてお尋ねしたいのですが、第二条に「低開発地域工業開発地区」、まあこの法案の一番大きな問題点は、開発地区をどういふ基準によつて、いかにしてどのくらい指定されるかということだと思つておるのですが、開発地区の要件を定める政令ですね、政令に譲られると思つておるのですが、その構想でもありましたら、ひとつ御説明をいただきたいと思つておるわけがあります。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。ただいまお尋ねの第二条の開発地区の指定の政令の關係のことでございますが、この法律の趣旨といたしましては、特に税制等の特別措置を講ずることによりまして、工業開発が促進されるという地区をまあ開発地区として考へておるわけでございます。したがういふ、後進性が強いということが一つの大きな要件でございます。で、この後進性の強弱の要因を、まあ何によつ

て判断したら適當かということでございますが、まあ、われわれといたしまして、いろいろ検討して参つておりますが、特に第一次産業の、まあ第一次産業の就業人口の占める割合が相当多いとか、あるいは第二次産業の就業人口の占める割合がまあ少ないというような基準を考へております。

それからもう一つは、後進性の強い地区におきましては、まあおのずから地方財政も貧困であるのではないかと、いふような考へもあつて、財政力指数がまあ、ある程度以下のものであるというよりなことを規定の基準としておきます。その具体的に、どの程度のまあ数値をもつて基準とするかといふことは、現在検討中でございます。したが、たとえば就業人口につきましては、まあ新しい、最も最近の新しい資料といたしましては、昭和三十年年度の国勢調査の資料がございまして、それに各市町村別の就業人口の構成比が出ております。まあそういうもので、大体第一次産業におきましては、平均程度以上のもので、第二次産業におきましては、平均以下のもので、それから、先ほど申し上げました財政力指数につきましても、まあ最近の資料といたしましては、三十五年年度の財政力の資料がございまして、その平均下というふうなところで基準を考へるといふふうな考へております。

○中田吉雄君 財政力指数ですが、いろいろな使われるのですが、どういふのでしうか、もう少し説明をしていただきたい。

○政府委員(曾田忠君) これは地方交付税の算定におきましてまあいわれておる言葉でございますが、地方交付税を交付する場合におきまして、その地方公共団体の標準税収入、それから標準需要額というものが出来るわけでございます。この割合が一〇〇以上のところは地方交付税は交付されないのではありません。したがういふ、基準財政収入額と基準財政需要額の比といふものを、通常財政力指数といふふうにしておきます。

○中田吉雄君 それは私も地方行政委員会をやっておつたから、大体まあ知つておる。そのパーセントはどれくらいを、基準財政需要と収入とのパーセントはどの辺をやられるかということをお聞ひしているのです。

○政府委員(曾田忠君) 三十五年年度の全国の市の単純平均の指数をとりますと、七二になつております。現在はその数字を使つたらどうかということ、各省と折衝しておるわけでございます。

○中田吉雄君 それでは、基準財政需要に対して収入が七二くらいを見当にすると、それより少ないものを大体対象にする、こういうことですか。——そうしますと、この第一次産業の比率が全国平均ですか、多いものですね、の農業、農林業ですか、それと、この財政力指数でやられると、かなりたかさん適用されるところが出ると思つておる。で、どれくらいこの地区をやられるか知りませんが、そうすると、このあのほうを見ますと、これは特別に補助金を出されるわけじゃない。その都市の地方交付税の中で与えられた中で取るのですから、これは共食いなんですよ、実際。たとえば所得税と法人税と酒税ですか、この三税の二八・五%、それで交付税がきまつて、そのワタの中で減税をやつたり、いろいろ

な地方税をとらぬようにしたものを、とにかく、それを基準財政収入と見なしようにしてやるわけですか。それら、そのワタの中なんですよ。それはもう、地方交付税というものは三税の幾らですか、二八・五ですか、きまつておるのです。もうすでに。開発地区をあまりたくさんやれば、基準財政指数の高ところから取つてきてやることになつておるのですから、私は、そういうふうおるのですから、私は、そういうふうになりやせぬかと思つておる。ですから、これを、この法律が有効に作用するためには、私は、第八条ですか、第七条には、これは国税に関する面ですが、第八条がおもなんですが、たとえば工場ができた。それで事業税や固定資産税を減らしたものを、それを基準財政収入に見ない、こういうことなんですか。ですから、あまりたくさん指定すると、この与えられた当該年度のワタ内でお食つていくわけですから、私は、非常に数が限定されてくるのじゃないか。そうして、この法律をもつと効果的にやられるためには、それだけではめんどうになるのじゃないかと思つておる。その点どうでしうか。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。ただいま一応の基準といたしまして、われわれが考へておりますが、具体的に申し上げたわけでございますが、具体的に、この法律に基づきまして新しく審議会ができるわけでございます。いろいろお詳細な基準が作られることと考へております。で、大体考へておりますことは、通産省におきまして工業立地の調査をやつておられますが、そ

の地区が大体三十五年度までに百六十カ所ぐらいあるのです。

○中田吉雄君 百六十六。

○政府委員(曾田忠君) 百六十六、その地区の中から、ただいま申し上げました基準に該当するよりな地区を選ばないというように考えておられます、その地区が具体的にどの程度になりまつか、ちよつと現在のところはつきり申し上げかねる実情もございまして、御了承願いたいと思つております。

その次の第二点のお尋ねでございすが、お話しのように、地方税の減税に對しまして地方交付税でもって補てんすることについては、いろいろ自治省との関係におきましても議論があつたわけですが、要するにこの施策といつたしまして、この低開発地域におきまします工業の促進をはかるという建前をとります以上は、現在あるまじやうに地方交付税の活用いたしまして、それでもって補てんする方法がいろいろないかといふふうな実は結論に達したわけではございません。お話しのように、地方交付税のワクそのものはある一定の率で押えられておるわけでございます、この運用につきましても、特に自治省にわれわれもいたしましてはいろいろ特別な御配慮をお願いしておる状況でございます。

すから私は自治省はある意味じゃきらくと思つて、これは、もうこの問題がなくて、二八・五です、十分でないというのに、これが入つてきて、そのことととるんですから、ですから、富裕府県をはずすものを作るとか、いろいろ自治体相互の中のでりくりになつてくると思つて、これはやっぱし私は、将来地域開発を進めて、地域間の格差を解消してもらつためには、あるいはそのために現行の率をさらに上げるのかして、現行の率には、既存のワクの中では非常に問題ひとなかと思つて、将来その点もひとつ検討をしておきたいと思つておられます。これまでも未開発補正とかいふような補正係数を入れていって、やりくりしてみたら、なかなか自治省の手に負えないといふことになつておると思つて、未開発補正といつて、財政力指数等で開発のおくられたところを投資すれば、それを特別見るといふような補正係数を作つて若干やってみたら、もうそれで焼け石に水のようなものだといふことであつたわけなんです、大へんけつこうです、本格的に地域格差を解消し、かなり調査された百六十有るの地区を大いにやつていたたかたには、与えられたワク内では、交付税のワク内でもやるというのでは不十分でないか、この点が非常にウィーク・ポイントになるんじゃないか、制約事項になるんじゃないかと思つて、ひとつ政務次官におかせられて、この点ひとつ検討をしていただきたいと思つておられます。

時間がありませんので、私の希望を申し上げておきます。私は、これはワク内です、これまでとさえ足らぬのに、社会党は、二八・五です、それをもうとふやして下さいといつて、こつちから取つてこつちでやるというようなどことは、地域格差の解消には不十分だといふことを申し上げておく次第であります。

それからも一つ、本法案の重要なメリットのひとつでありますのは、減価償却の特例でございすが、租税特別措置の改正によりまして、政令で定める期間内においてのみ行なわれることになつておるのですが、その政令で定める期間といふものは、一体開発地区に指定されてから何年になるのか、それが延長をできたりするの、か、そういうことについてお伺いしたいと思つておられます。

○政府委員(曾田忠君) お答えいたします。

租税特別措置法の、この指定地域に参ります企業に對しては特別措置の期間でございすが、これは現在のところ、指定の日から五年間といふふうに考へておられて、ただし、地区の開発の状況によりまして延長することができ、そういうふうなふうに考へておられます。で、実はこの問題につきましましては、まずいわけのバイオニアといつたしまして早く工場が進出するといふものにつきましまして、特に優遇措置を考へまして、逆に低開発地域の工業の進出が促進されるというふうな、これらの意味もあるわけでございます。まあいろいろ議論の過程におきましては、まあ完全にその地域が開発されるまではこの期間を認めたらどうかといふ御意見も実は出たことと、いふすけれど

も、まず、まあすべての条件が必ずしも整つていないといふような状態のもとに特に進出してこられる企業に對して、特別に優遇してやるというふうな考へ方で、一応期間を五年間、ただし地区の開発状況によりましては延長する、そういうふうな考へておられます。

○中田吉雄君 いや、それ以外、確保等) なんです、今年度の地方開発融資は、開銀ですか、百七十億ですか、これが開銀のあれは百七十億です、開銀地区に對してはこの地方開発融資額の百七十億のうち一体どれくらい、指定をしてみぬとわからぬでしょうが、どれくらいになるんでしょか。減税と融資といふことがまあ中心になつておるんですが、開銀地区に對してどういふふうになつておるんですか。

○政府委員(曾田忠君) 三十六年度の開銀の資金ワクは、お尋ねのように百七十億でございます。それから東北と北海道につきましましては、別に北海道東北開発基金がございまして、これが百九十億、三百六十億が三十六年度のまあいわけの地方開発資金といふことになつておられます。まあこのうちどの程度のものがこの開銀地区の企業のために使われるかといふお尋ねでございしますが、現在のところ、まだ地区の指定という行為も行なわれておりませんが、具体的などの程度のものが使われるか、申し上げかねると思つておられます。三十五年度におきましては、この両者の資金ワクが二百三十億とございまして、これを三十六年度に大幅に三百六十億といふふうになつておりました、実はこの低開発の工業開発を、特にこの法案に基づきまして促進

する必要があるといふわけで大幅にふやしていただいたわけでございます。

○中田吉雄君 これは主として開銀が当たるわけですか。

○政府委員(曾田忠君) 北海道と東北は……。

○中田吉雄君 いや、それ以外、○政府委員(曾田忠君) それ以外は開銀でございます。

○中田吉雄君 実は私も若干地方開発の問題と取り組みまして、なるほど資金ワクはふえたのですが、開銀の一番問題になりますのは、これは設備資金を貸すんです。資本金まあ一千万円以上ですか、というふうな条件がありまして、それはまあ今一千万円以下でも増資するとかといふふうなことでございすが、いろいろそれを、将来地域産業として伸びるのを、増資したり、いろいろ優遇をして、設備投資をして、これに對する運転資金がなければ非常に育つのですが、開銀が設備資金以外はやらぬといふので、非常にその点が問題だと思つて、まあその国から補助金を出すといふことも困難でしよから、融資が大きくなつたことになるのですが、開銀の設備資金の供給を主たる業務としておる点が、私の経験からいつても……です。から中国でもせつかく割当があつたがこなせぬといふような問題もあつたので、開銀のその点を、主たる業務である点を改正してやらう。やっぱり東北、北陸のような特殊なものを、銀行を設立したほうがいいんじゃないかと思つておられます、その関係はいかがでしようか。

○政府委員(曾田忠君) 北海道、東北

以外の地区につきましても、北海道東北開発公庫と同じような性格の開発公庫を作つてはどうかという御意見も、実は九州その他の地区の方々からも御要望があつたわけでございますが、政府といたしましては、一応開発銀行というものをございまして、開発銀行に特別な資金ワクを設けてまして、その運用にまかせたほうが、まあ特に金融機関をふやすということも特に必要じゃないんじゃないかというふうな観点から、特に開発銀行におきまして、地方開発資金ワクというものを設定したわけでございます。特にまた開発銀行におきましては、地方開発局というふうな機構も最近作りましたし、また各重要な地域にはそれぞれ支店を設けておりまして、現在活発なる活動をやつておる状況でございますので、現在どおり開発銀行にお願いしたほうがいいんじゃないかというふうな考えております。

○委員長(山本米治君) 速記をとめて。申上げて、私の質問を終わります。

○委員長(山本米治君) 速記をとめて。他に御質疑はございせんか。他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(山本米治君) 速記をつけ。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

これより各案について順次討論、採決を行ないます。まず、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言がなければ、本案の討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(山本米治君) 挙手多数と認め、よつて本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(山本米治君) 次に、産炭地域振興臨時措置法案、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案、石炭鉱山保安臨時措置法案、以上三案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言がなければ、三案の討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。三案全部を問題に供します。三案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(山本米治君) 全会一致と認め、よつて三案はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(山本米治君) 私は、同僚議員の御了解を得、日本社会党を代表して、石炭四法案に対する附帯決議を提案いたしますと存じます。

るのみならず、炭鉱労働者は絶えず首切りと賃下げの不安に脅かされ、統出するおびただしい離職者は停滞して、深刻な様相を呈し、地方自治体は失業者と生活困窮者に対する対策に忙殺されて、財政危機に追い込まれ、産炭地域の不安と行き詰まりは、今や社会不安とならうとしております。このかつてない石炭危機に対する国民世論の高まりにかんがみ、政府は次のとおり緊急対策を講ずるとともに、総合エネルギー対策の中において、国産エネルギー源としての石炭産業の定安をはかり、炭鉱労働者の生活と雇用を安定して、その不安を除き、関係自治体の危機を打開し、十全な産炭地振興政策を確立し、産炭地域の国民の安定と希望を実現すべきであります。よつて社会党は、ここに石炭関係四法案に対する附帯決議案を提出し、皆さんの御賛同を得たいと存じます。

案文を朗読いたします。石炭四法案に対する附帯決議案 現下の石炭産業界の危機は、わが国石炭産業の前途に測り知れない暗影を投じているのみならず、重大な社会問題を醸成しつつある。よつてこの際、この危機を打開するため、政府は速かに総合エネルギー対策を確立し、エネルギー全体のうち占める石炭の地位を明確にすることが喫緊の要件であるが同時に政府・石炭経営者、労働者、石炭需要産業界にもとより、金融業界等すべてが石炭業界の実態を直視し、わが国産業界全体のために、これが対策の樹立に強力な協力体制を立てることが必要である。

一、石炭産業の近代化、合理化と資金の大幅確保 石炭産業の近代化、合理化をより一層強力に推進するため、予算措置及び財政投融資の大幅増枠、市中金融の円滑化等を通じて必要資金の確保につき遺憾なきを期すること。又中小炭鉱については特に配慮すること。

二、流通合理化対策 流通経費の節減を図るため、国鉄運賃の負担の軽減、石炭専用船の建造、発着地荷役設備の機械化、共同貯炭、共同荷役の推進、規格売炭の実施など、有効適切な措置を講ずること。

三、雇用の安定的確保 (1) 政府は、石炭産業の安定政策を強力に実施すると共に、労働者の生活と雇用の安定について最大の努力を払い、転換職場と

たつては、国産エネルギー源を安定供給源として重視する方針を堅持し、輸入エネルギー源については、長期の見通しを慎重に検討するとともに石油市場特に石油市価の安定について確固たる措置を講ずべきである。

以上の観点に立つて、政府は当面せる次の諸問題につき、速やかに強力かつ適切な措置を講ずべきである。

一、石炭産業の近代化、合理化と資金の大幅確保 石炭産業の近代化、合理化をより一層強力に推進するため、予算措置及び財政投融資の大幅増枠、市中金融の円滑化等を通じて必要資金の確保につき遺憾なきを期すること。又中小炭鉱については特に配慮すること。

二、流通合理化対策 流通経費の節減を図るため、国鉄運賃の負担の軽減、石炭専用船の建造、発着地荷役設備の機械化、共同貯炭、共同荷役の推進、規格売炭の実施など、有効適切な措置を講ずること。

三、雇用の安定的確保 (1) 政府は、石炭産業の安定政策を強力に実施すると共に、労働者の生活と雇用の安定について最大の努力を払い、転換職場と

たつては、国産エネルギー源を安定供給源として重視する方針を堅持し、輸入エネルギー源については、長期の見通しを慎重に検討するとともに石油市場特に石油市価の安定について確固たる措置を講ずべきである。

以上の観点に立つて、政府は当面せる次の諸問題につき、速やかに強力かつ適切な措置を講ずべきである。

生活保障のない合理化とならな
いよう指導を行うこと。

(2) 炭鉱労働者の生活と石炭産業
の安定をはかるために、速やかに
最低賃金制を確立すること。

(3) 炭鉱災害を防止するため、鉄
山保安の監督を強化し、保安確
保の万全を期すること。

四、離職者対策

(1) 離職者雇用促進のために、住
宅、移住資金の確保、職業紹
介、職業訓練の拡充強化等の諸
施策を行ない、再就職に当つて
は、中、高年齢層の雇用促進と
収入を保障するため、雇用補償
制度等の創設を講ずること。

(2) 離職者の生活安定のため、職
業訓練手当の増額、訓練中の別
居手当の支給、技能習得費と失
業保険との併給、訓練終了者に
対する就職待機のための保証等
の措置を講ずること。

(3) 厚生年金の給付、労災補償の
改善等については速やかに検討
すること。

五、需要確保対策

石炭需要の安定的確保を図るた
め、電力、鉄鋼等関連業界のより
積極的な協力を求めるとともに、
産炭地及び揚地に火力発電所を設
建して、火力用炭を大幅に確保す
ること。

なお、政府、地方自治体及び石
炭関係者は協力して石炭の安定供
給の確保に遺憾なきを期するこ
と。

六、産炭地の振興

産炭地域を振興するために、必
要な土地及び水資源の確保、産業

道路の開発等産業立地条件の整
備、雇用の増大に資する諸事業の
経営及びこれらに対する投資、そ
の他の助成等の施策を実施する産
炭地振興事業団を設立すること。

七、地方自治体への財政措置
石炭産業の危機にともなり市町
村税の減収を補償する措置を講ず
るとともに、失業対策業務及び社
会保障費の地方負担分について、
財源措置を強化すること。

政府は前各項の諸対策を速やか
に行うため、これに必要な法的措
置及び予算措置を講ずることと
し、特に緊急なものは年度内にそ
の実施を図るよう措置すること。
以上でございます。何とぞ皆さんの
御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山本米治君) ただいまの附
帯決議案に対し、御意見のある方は順
次御発言を願います。

○川上為治君 私は現在の石炭の事情
にかんがみまして、石炭対策につきま
しては、従来から政府におきましては
いろいろ対策を講じておりますけれ
ども、この際やはり強力な政策を実行す
る必要があるのではないかと思えま
すので、ただいま提案になりました吉田
委員の案に対しまして賛成をいたしま
す。

○田畑金光君 私は、ただいま吉田委
員から提案されました決議案に対し賛
成の意思を表明いたします。
石炭産業の危機に對して当面とらる
べき諸施策については、附帯決議の内
容で尽くされておると思いますが、
要はこれらの決議案の内容を尊重され
て、政府が強力に施策の面に反映され
ることを強く要望いたします。

ことに私は、附帯決議の中に一、二
盛られていない点を申し上げたいと思
いますが、当面政府は、国内炭につ
いては年間最低五千万トンの需給態
勢を確立することについて十分顧慮し
ていただきたいということですが、次
は、特に現行の石炭産業合理化五カ年
計画については、最近の諸情勢の推移
にかんがみて再検討されることを強く
要望いたします。ことに石炭産業にお
ける生産原価の引き下げは、輸送費、
電気料金、その他の生産用資材費の価
格安定が前提でありますから、最近
の経済変動に基づく石炭産業への各種
のしわ寄せは、政府の責任において補
償措置を明確に講じていただきたい、
こういうことでございます。

さらに、この決議案の中にも盛られ
ておりますが、炭鉱労働者の労働条
件、ことに賃金水準については他の重
化学工業並みの水準を保障されるよう
に、現在労働大臣が諮問いたしてお
ります。最低賃金審議会等における
答申をすみやかに促進されて、この面
においても十分顧慮願いたい。それか
らもう一つは、健康保険の適用につ
いても、かねがね厚生大臣にも要望いた
しておりしますが、離職してあと一年
間は健康保険の適用を見るような措置
を講じていただきたい。

さらに年末の金融措置について、政
府はとりあえず中小炭鉱に対し十五億
の融資枠を政府関係機関を通じ実施
することをきめておられますが、問題
は、これらの金融機関から具体的に中
小炭鉱に資金が融資できるかどうか、
この点にあると思っておりますので、こ
らの点については十分政府の施策が実
行されているかどうかを見届けて、も
し隘路があるならば、それを打開する
について積極的な手を打っていただき
たい。さらにまた、大手の炭鉱につ
いても融資の困難性が伴っております
で、これらの点についても十分顧慮さ
れることを強く要望しておきたいと思
います。

以上、附帯決議案の中に漏れてお
る点について希望を付しまして、吉田委
員の提案されました決議案に対し賛成
の意思を表明いたします。

○委員長(山本米治君) 他に御発言は
ございませんか。——他に御発言がな
ければ、吉田委員提出の附帯決議案に
ついて採決いたします。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願
います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本米治君) 全会一致と認
めます。よって本附帯決議案は、本委
員会の決議とすることに決定いたしま
した。

なお、ただいま議決いたしました四
法案について、議長に提出する報告書
の作成等については、慣例により委員
長に御一任を願います。

ただいまの決議に対し佐藤通産大臣
から発言を求められましたので、この
際発言を許可いたします。

○国務大臣(佐藤通産大臣) わが国の石
炭産業は現在まことに容易ならぬ状
況に当面しておると思えます。この石
炭産業が、現在の不況を打開して近代
的な産業として成長していくために
は、石炭経営者、労働者ともより、
関係者すべての多大の努力、協力が必
要であると考えられますが、政府と
いたしましては、本日のただいまの決
議の御趣旨を尊重いたしまして、早急

に石炭産業に対する当面の緊急対策、
及び長期対策を樹立し、所要の法的、
予算的措置を講じて参る所存ござい
ます。

○委員長(山本米治君) 次に、産業貿
易及び経済計画等に関する調査を議題
といたします。

国内地下資源開発促進に關し発言を
求められておりますのでこれを許しま
す。

○中田吉雄君 皆さんのお許しをいた
だきまして、日本社会党を代表いたし
まして、国内地下資源開発促進に關す
る決議案を御提案申し上げる次第であ
ります。

まず、案文を朗読させていただきます。
国内地下資源開発促進に關する
決議案
政府の自由化計画の繰上げ実施に
伴い、国内地下資源産業は国際競争
場裡に直接対決をせまられる、激げし
い試煉を受けようとして居る。特に
非鉄金属、石油及び可燃性天然ガス
等については、近來益々その利用度
が高まりつつある基礎物資であるに
も拘らず、国際競争には極めて弱く、
このままに放置されれば企業存立
さへ危くなる可能性が高い。よって
政府はこれら国内地下資源の積極的
な開発とその安定供給を図り、以つ
て雇用の維持促進はもとより地方産
業の育成、外貨節約に資し、延いて
は国民経済の健全なる発達に寄与し
得るよう緊急に次の諸施策を講ずべ
きである。

一、国による地下資源埋蔵地域の基
礎調査の早急実施。
二、採掘に對する国の総合的助成策

の発行。特に探鉱補助金等の飛躍的増額。

三、合理化推進のための低利長期の財政資金の供給。

四、税制上の優遇措置への配慮。

右決議する。

これ以上申し上げるまでもありませんが、来年十月一日から繰り上げて九〇%の自由化をするという政府の計画で、一番打撃を受けますのは、たゞいま問題になっております石油と非鉄金属、石炭、可燃性天然ガス等であらうと思つております。しかし、この基礎産業としての重要性にかんがみまして、特に供給の安全性を確保しますために、四つの点について御考慮をいただきますと思つております。

まだ調査によりまると、かなり埋蔵資源があるといつておられますが、その基礎調査を早急にやつていただきたい。なお、私企業の不足がちな資金で断片的に探鉱をやりましたも、なかなか効果が上がりませんので、特に探鉱補助金については強力な措置をとつていただきたい点であります。しかし、そう申しましたも、国の財政にも限度がありますので、国際競争に早急にたえるように合理化の資金を供給していただきたい点であります。第四に、税制上の措置であります。承りますと、非鉄金属等掘り出す際に、だんだんと坑道が長くなつて、レールをつけるのですが、そうすると、固定資産がふえたといつて、探鉱には困難であるにもかかわらず、固定資産税がだんだんとふえるといふような、是正を要する面もあるようにござりますので、本日これと同趣旨のものが衆議院でもござりましたので、皆さんの御賛

成を得まして、地下資源に対する強力な措置をとつていただきたいと思つております。

皆さんの御賛同を心からお願ひ申し上げます。

○委員長(山本米治君) たいま提案になりました決議案について、御意見のある方は、順次御発言を願ひます。

○川上為治君 モリブデンとかタングステン、こゝろいうような非鉄金属あるいは国内の石油資源あるいは天然ガス、こゝろいうようなものは、これは近く貿易の自由化を控えて非常に苦しい状況になりつてござります。私どもとしては、何と申しましたも一番大事な問題の一つではないかと考えますので、たいま中田委員から提案されました決議案に対して、自由民主党を代表いたしまして賛成の意を表します。

○田畑金光君 私は、民主社会党を代表いたしまして、たいまの中田委員の提案された決議案に対し、賛成の意を表します。

賛成の理由は、先ほど提案者から詳細申し述べられましたとおりでございます。ことに自由化を控え、日本の国内における非鉄金属資源あるいは石油、可燃性天然ガス等は、石炭産業と同様に、地下資源といふ共通の地位にありまして、前途多難を予測されるわけにござります。具体的な指摘されました四つの点については、政府において強力に施策の面に反映されるよう強く要望いたしまして、賛成の意を明らかにいたします。

○委員長(山本米治君) 他に御発言ござりませんか。(なしと呼ぶ者あり)

御発言がなければ、これより採決をいたします。

本決議案を委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(山本米治君) 全会一致と認めます。よつて中田委員提案の国内地下資源開発促進に関する決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たいまの決議に対し、佐藤通商産業大臣から発言を求められましたので、これを許します。

○國務大臣(佐藤榮作君) たいま国内地下資源開発促進に関する決議を満場一致で御決定になりました。地下資源開発につきましても、時節柄しくごもつともな決議だと思ひます。つきましては、政府におきましても、たいまの決議の御趣旨を尊重いたしまして、必要な予算的措置等を行なつて、これが実現を期して参りたい、かように考えます。(拍手)

○委員長退席、理事川上為治君着席

○理事(川上為治君) この際、継続調査要求に関する件につきましてお諮りいたします。

さきに議長の承認を得まして調査を行なつて参りました産業貿易及び経済計画に関する調査を、今期国会閉会後も継続して行なうこととし、本院規則第五十三条によりまして、議長に対し継続調査要求書を提出することとしたしたいと存じますが、御異議ござりませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(川上為治君) 異議ないと認め

ます。よつてさうに決定いたしました。なお、要求書の作成等につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。

○理事(川上為治君) 次に、本委員会に付託されました請願八十三件を一括して議題といたします。

本請願につきましても、時間の関係等もありまして、理事会におきまして慎重に検討を加えたのであります。その結果、次のとおり意見の一致を見た次第であります。

便宜お手元に配付いたしました一覧表に基づいて申し上げます。

第一の石炭鉱業関係につきましても、第二六四号外一件、第二六五号、第三四七号、第五〇〇号外五十三件、第七八五号、第一〇四七号。次に、第二の中小企業関係では、第四二〇号外三件、第七〇〇号、第七九六号、第八五六号。次に、第三の所得倍増計画関係では、第一〇三七号。第四の国土開発関係につきましても、第四〇号、第四一〇号、第六八六号。第五の、第一九七号、第二六六号、第三八三三号、第九九五号、第一〇九二号。

以上七十六件の請願は、いずれも願意をおおむね妥協と認め、議院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものとして処理し、その他の七件につきましても、すでに議了いたしました案件により、願意措置済みとなりまして等でありまして、保留すべきものとして処理することに意見の一致を見た次第でございます。

以上のとおりであります。付託請願の処理について御意見のある方は御発言願ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

別に御発言もなければ、本委員会付託の請願八十三件を、先刻報告しました理事会の方針どおりに処理することに御異議ござりませんか。

○理事(川上為治君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○理事(川上為治君) 議長に提出する報告書の作成等につきましても、慣例により委員長に御一任願ひたいと存じます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(川上為治君) 速記を起こして。本日はこれをもって散会いたします。午後七時十九分散会